

国際法務に係る日本企業支援等に関する  
関係省庁等連絡会議（第13回）

議 事 次 第

日 時 令和3年7月14日（水）午後2時～

場 所 オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 ゲストスピーチ  
外務省国際協力局開発協力総括課上席専門官  
齊藤 順子 氏  
独立行政法人国際協力機構（JICA）民間連携事業部長  
原 昌平 氏
- 3 関係省庁等からの説明
- 4 意見交換
- 5 閉会挨拶

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（第13回）

資料目録

- 資料1 外務省（国際協力局開発協力総括課）資料
- 資料2 独立行政法人国際協力機構（JICA）資料
- 資料3 法務省（法務総合研究所）資料
- 資料4 外務省（経済局）資料
- 資料5 経済産業省（通商政策局）資料
- 資料6 経済産業省（貿易経済協力局）資料
- 資料7 日本弁護士連合会資料
- 資料8 法務省（大臣官房国際課）資料
- 資料9 法務省（大臣官房司法法制部）資料
- 資料10 特許庁資料
- 資料11 独立行政法人国際協力機構（JICA）資料

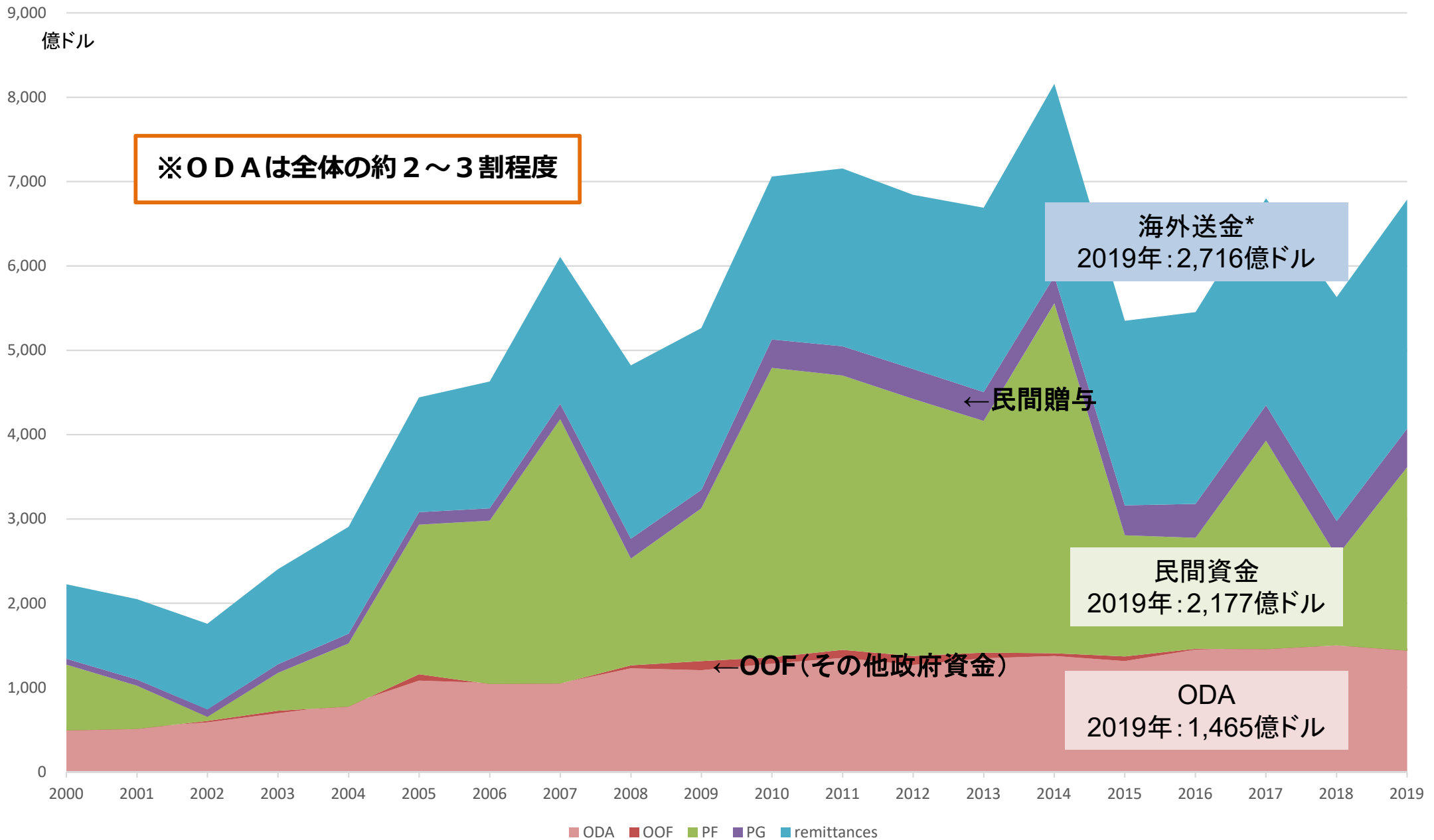
# ODAを活用した民間企業の 海外展開支援（官民連携）

～「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」～

2021年7月14日  
外務省国際協力局  
開発協力総括課

# 先進国から途上国への資金フロー（名目値）

資料 1



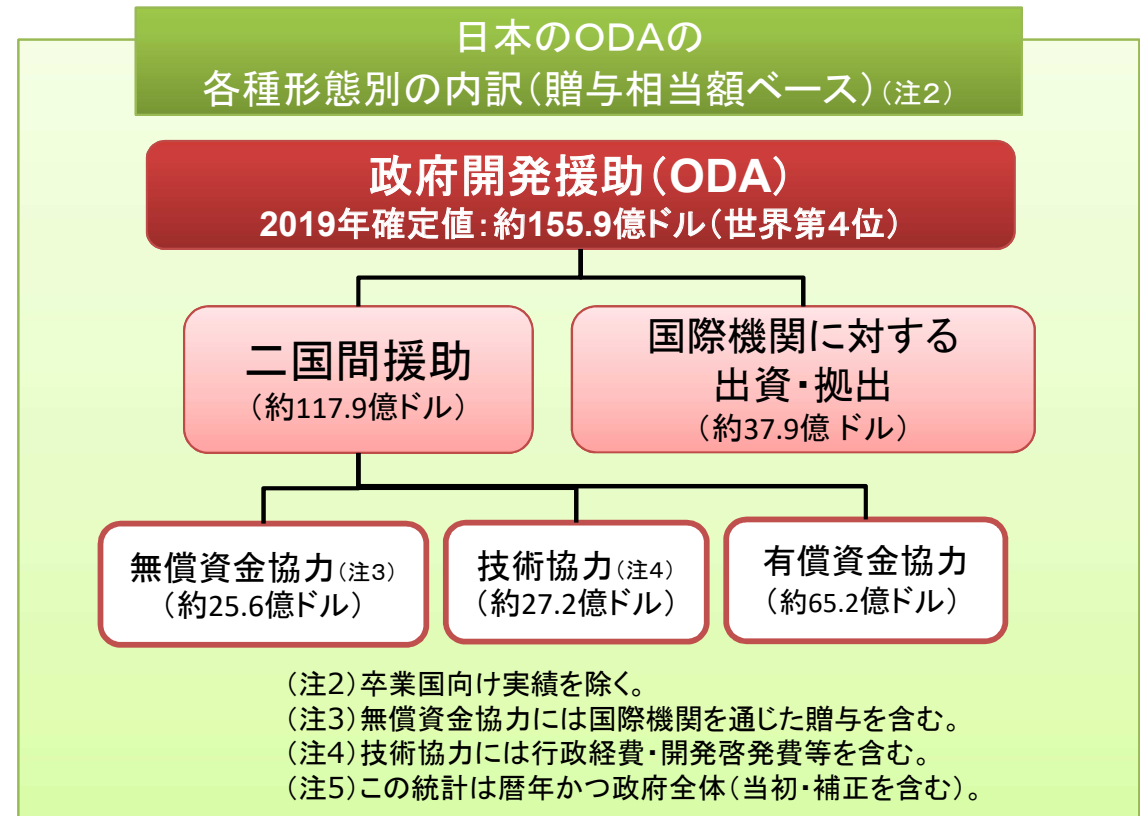
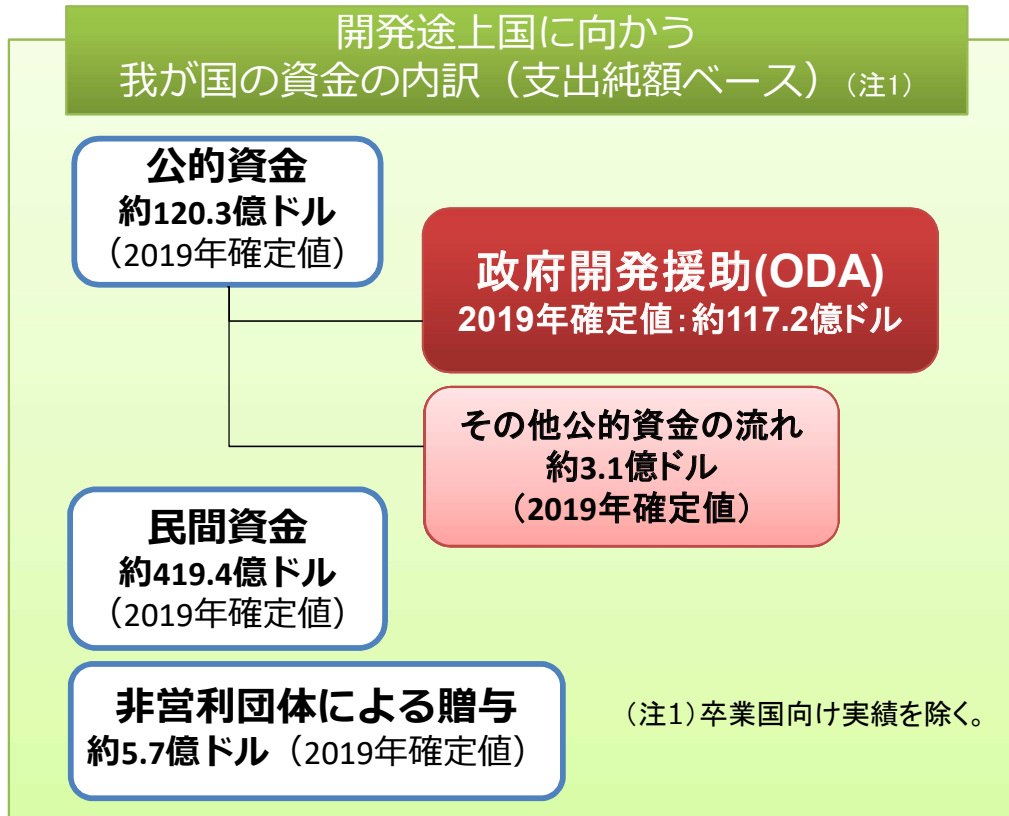
(出所)海外送金:世界銀行、その他はDAC統計

\*海外送金は、先進国から途上国への資金フローに限定するデータが存在しておらず、先進国(OECD加盟国)から世界全体へのOut Flowの総額を計上していることに留意。

# ODAとは

## ODA (政府開発援助) = Official Development Assistance

- Official: **公的機関**によって供与される
- Development: 開発途上国の**経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的**とする
- Assistance: 資金協力の場合、金利や返済期限といった**供与条件が緩やか**



### 【参考】各種計上方法

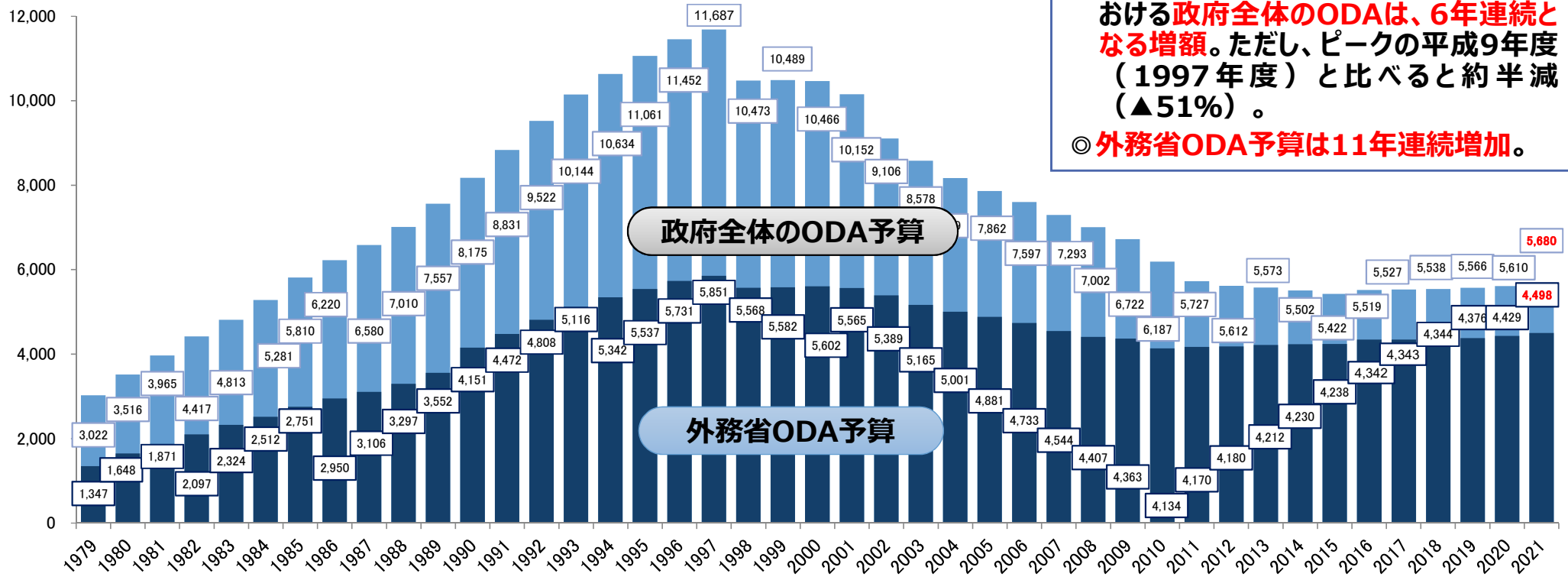
支出総額(グロス)	当該年に実施した贈与、貸付等の総額 (=支出総額(グロス))	
支出純額(ネット)	支出純額(ネット)	過去の貸付の返済額
贈与相当額(注6)	貸付等は贈与に相当する額を計上 (返済額のマイナス計上はなし)	

### (注6) 贈与相当額計上方式

有償資金協力(貸付等)について、贈与に相当する額をODA実績に計上する方式。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間等の供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。

OECD開発援助委員会(DAC)が2018年実績から採用した計上方式。

# 日本のODA予算（一般会計当初予算）の推移（単位：億円）



◎ 令和3年度（2021年度）政府予算における**政府全体のODAは、6年連続となる増額**。ただし、ピークの平成9年度（1997年度）と比べると約半減（▲51%）。

◎ **外務省ODA予算は11年連続増加**。

## 主要援助国ODA実績の比較

	2000年 (億ドル)	2020年 (暫定値) (億ドル)	増減 (2000年比)	GNI比 (%)
日本	1位 135	4位 163	約20%増 ↑	12位 0.31
米国	2位 100	1位 355	約3.6倍 ↑	24位 0.17
ドイツ	3位 50	2位 284	約5.6倍 ↑	5位 0.73
英国	4位 45	3位 186	約4.1倍 ↑	6位 0.70
フランス	5位 41	5位 141	約3.4倍 ↑	8位 0.53
DAC諸国合計	540	1,612	約3.0倍 ↑	0.32

◎ 国際目標：開発途上国に対するODAを国民総所得（GNI）比0.7%にする。

◎ 1970年 国連総会で0.7%目標決定

◎ 2000年 日本がトップドナーであった最後の年。

◎ 2001年 **ミレニアム開発目標（MDGs）策定**。

◎ 2001年～ 主要国はODAを増加。

◎ 2015年 2030年までの国際開発目標「**持続可能な開発目標（SDGs）**」策定、GNI比0.7%目標再確認。

(注1) DAC：OECD開発援助委員会

(注2) 2000年は支出純額ベース、2020年は贈与相当額ベース

# 民間企業との連携

## 背景

- ✓ 国内経済再生には**途上国の成長を取り込むことが重要**
- ✓ 中小企業を含む民間企業の優れた技術・製品を活用し、**途上国支援と日本経済の活性化を両立**
- ✓ 民間企業の自由な発想に基づいた**アイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地課題の解決を支援**

## 支援内容

### ◆ JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

→ 企業からの提案に基づく委託事業。

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討や事業化に向けて、民間企業による技術・製品・ノウハウ等の現地活用可能性の調査や実証活動を支援

### ◆ JICA海外協力隊（民間連携）

→ 企業人材を途上国へ派遣（グローバル人材育成／現地人脈の構築／商習慣・潜在的市場の把握）

## 案件例（「中小企業・SDGsビジネス支援事業」）

「初等算数教育へのICT活用による教育の質の向上を目的とした普及・実証事業」：株式会社さくら社（東京都）



- ルワンダの初等算数カリキュラムに適合したデジタル教材コンテンツ、IM（Interactive Mathematics）の実証版を作成
- IMの実証版を実際の授業へ導入し、授業の質改善と児童の学力向上への効果と有効性を実証

- 政府間で企画・立案される案件とは別途、民間のアイデアや活力を活かした企業提案型事業として、①及び②を実施（いずれもJICAが提案企業と委託契約を締結するもの）



具体的なビジネス展開

現地で基礎的な情報を収集したい

ビジネスモデルを策定したい

ビジネス活動計画を実証・策定したい

### ①「中小企業・SDGsビジネス支援事業」(2012年度～)

	基礎調査	案件化調査	普及・実証・ビジネス化事業
「中小企業支援型」	基礎情報の収集・分析 (数か月～1年程度)	技術・製品・ノウハウ等の活用可能性を検討し、ビジネスモデルの素案を策定 (数か月～1年程度)	技術・製品やビジネスモデルの検証。普及活動を通じ、事業計画案を策定 (1～3年程度)
「SDGsビジネス支援型」 ※大企業向け	委託契約の上限 850万円 (遠隔地域を対象とする場合は980万円)	委託契約の上限 3千万円 (機材の輸送が必要な場合は5千万円)	委託契約の上限 1億円 (高額な機材の投入が必要な場合は1.5億円)
	(※)基礎調査は対象外	委託契約の上限 850万円	委託契約の上限 5千万円

円借款

無償資金協力

技術協力

海外投融資

開発効果の高い事業を行う民間企業などへ出資・融資を提供

### ②「協力準備調査(海外投融資)」(2010年度～)

- 将来的には、JICA「海外投融資」の活用も含め、現地での事業化を念頭に置いた調査を支援対象とする。

**予備調査**  
事業の基本スキーム等、具体的な案件形成及び事業実施に向けた情報収集を支援。  
(委託契約の上限:3千万円)

**本格調査**  
より高い確率で海外投融資につながると思われる案件を採択、調査を支援。環境社会評価に基づく適正手続等まで実施。  
(委託契約の上限:1.2億円)

(※)予備調査→本格調査と移行して実施することを想定しているが、予備調査もしくは本格調査のみを行うことも可能。

その他政府資金(OOF)の活用

途上国の情報収集や相談をしたい

貿易・投資促進  
アドバイザー

現地のビジネス環境等についての情報を提供

自社の将来を担う人材を育成・確保したい

PARTNER

国際キャリアの総合情報サイト

JICA海外協力隊  
(民間連携)

自社の社員を育成のために途上国へボランティアとして派遣

ABE  
イニシアティブ

アフリカ留学生へのインターンシップ等を通じたネットワーキング



# ①JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」(企業提案型事業)

	基礎調査	案件化調査	普及・実証・ ビジネス化事業		
概要	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援	途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品等を活用したビジネスアイデアや、ODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援		
採択件数	【2020年度第一回】 2020年6月 公示 9月 62件採択		【2020年度第二回】 2020年12月 公示 4月 54件採択 ※遠隔実施型26件採択 地域金融機関連携案件7件採択		
実施日程	【2021年度第一回】 2021年6月10日 公示(7月9日締め切り) 10月上旬 結果通知		※第二回公示スケジュールは未定		
公募対象	中小企業支援型のみ	中小企業支援型	SDGs ビジネス支援型	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
	中小企業、中小企業団体の一部組合(※中堅企業は対象外)	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
上限金額 (税込)	850万円	一件あたり3,000万円(機材の輸送が必要な場合は、5,000万円)	一件あたり850万円	一件あたり1億円(大規模/高度な製品等を実証する場合は1.5億円)	一件あたり5,000万円
協力期間	数か月～1年程度			1～3年程度	

## ②JICA「協力準備調査(海外投融資)」

- 調査提案を民間法人から公募し、主にJICA「海外投融資」の活用を前提とした事業の計画策定を支援する制度

- 対象事業

- 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与し、日本政府・JICAの方針に沿っている
- 事業化段階で海外投融資を活用する見込みがある
- 提案法人が投資の形で参画する予定がある

- 本調査実施に係る業務委託契約は、

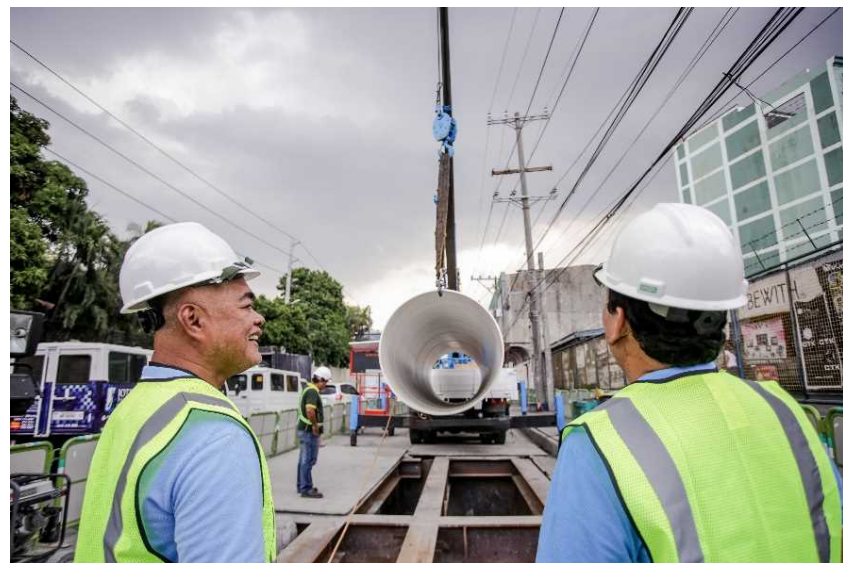
1件あたり予備調査は3千万円、本格調査は1億5千万円から予備調査契約額を控除した額を上限とする。本格調査のみを行う場合は、1億2千万円を上限とする。

※2017年8月、二段階方式導入等の制度改善を実施。

- 随時提案受付

- 2010年度からの調査実施数は69件

(2021年6月末時点)



日本企業が20%出資したフィリピンの水道事業では、JICA海外投融資による資金調達を想定していたことから、「協力準備調査」を活用。最終的な投資判断に貢献。(写真提供：JICA)

## 有償資金協力

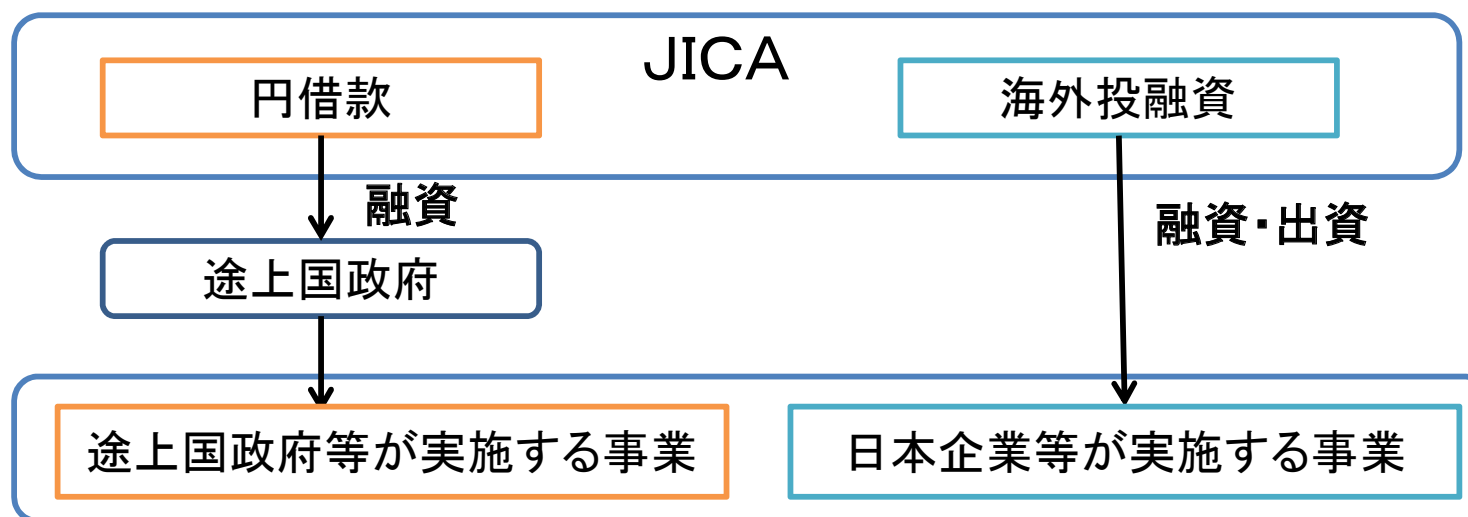
開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力をいう。

### ➤ 円借款

開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける協力

### ➤ 海外投融資

我が国又は開発途上地域の法人等に対して、開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する協力



# 「海外投融資」の概要

## 官民連携の必要性

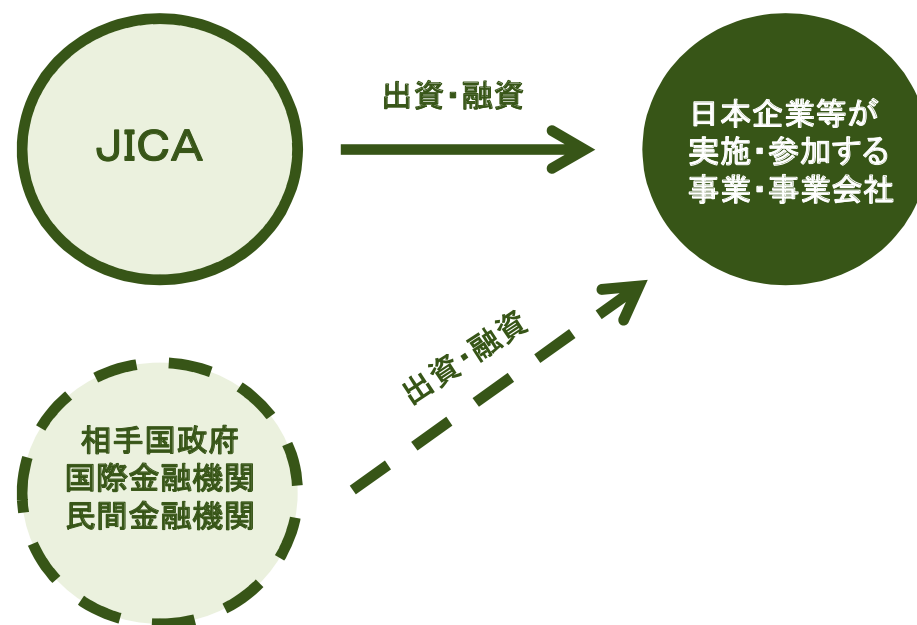
### ● 途上国開発における民間資金動員の必要性

(民間資金の役割の増大、膨大なインフラ整備への対応、BOPビジネス等新たな展開への対応、地方・中小企業等による海外事業の展開支援等)

### ● 民間資金動員の際の公的機関の支援の必要性

- 情報不足の補完
- 公的機関の立場を利用し政策・制度変更等のリスクに対応

対象	途上国の開発に資する民間企業などが行う事業
形態・条件	① 融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資割合:原則、総事業費の70%以内</li> <li>・償還期間:原則、20年以内(内措置期間5年以内)</li> </ul> ② 出資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資比率:原則、資本の50%以下(途上国法人の場合は25%以下)、また、最大株主とはならない</li> </ul>
対象分野	① インフラ・成長加速化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力、運輸、上下水道・廃棄物処理場、工業団地などの経済インフラ事業</li> <li>・保健医療・教育等の社会インフラ事業(病院など)</li> </ul> ② SDGs(貧困削減、気候変動対策を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業バリューチェーン強化, 貧困層の金融アクセス拡充に資する事業(マイクロファイナンス)など</li> <li>・公害対策・省エネなどの気候変動対策に資する事業(再生可能エネルギー事業など)</li> </ul>
対象国	ODA対象国



● 民間金融機関などのみでは出資・融資が困難な事業をJICAが支援

● その他, JICAはさまざまなODAスキームを通じて事業の周辺環境を整備

## 【事例】「海外投融資」

# サブサハラ・アフリカ地域 オフグリッド太陽光事業

### 【事業概要】

サブサハラ・アフリカ地域において、未電化地域の村落にあるキオスク(小売店)に太陽光パネルを設置し、キオスクに来店するユーザー(BOP層)に対して、LEDランタンの充電・レンタル、及び携帯電話の充電サービスを行うもの。

※「BOPビジネス調査」(現「中小企業・SDGsビジネス支援事業」)から海外投融資に発展。



出資 ↓

(代表企業のみ記載)

Digital Grid Inc.



灯油ランプをLEDランタンに置き換えて勉強する子供

### 1. BOP層に電気のある生活

- ✓ サブサハラ・アフリカの未電化人口は約6億人。2025年まで未電化人口は増加見込み。電化率は32%(地方部は17%)。電力にアクセスできないBOP世帯は、料理用の木炭・薪や、照明用の灯油ランプ等、伝統的な一次エネルギーに依存しており、煙による健康被害や、温室効果ガスの排出が問題となっている。
- ✓ 本事業は、灯油ランプより明るく、安全で、安価なLEDランタンのレンタルサービスを提供するもの。小売店の夜間営業や、新たなビジネス機会の創出、子供の教育時間の増加、灯油ランプを代替することによる家計支出の抑制、健康状況の改善、温室効果ガスの削減等の効果が見込まれる。

### 2. 本邦技術の活用

- ✓ 東京大学発の本邦技術を活かした事業。
- ✓ TICAD VIナイロビ宣言(民間投資、起業、イノベーションの強化)にも合致。

## 外務省相談窓口

### 外務省国際協力局 開発協力総括課

TEL: 03-5501-8373

FAX: 03-5501-8372

MAIL: [odakanminrenkei@mofa.go.jp](mailto:odakanminrenkei@mofa.go.jp)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin.html>

住所: 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1



## JICA相談窓口

### 独立行政法人国際協力機構

### 中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口 (民間提案型事業)

TEL: 03-5226-3491 MAIL: [sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)

[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/](https://www.jica.go.jp/priv_partner/)

住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル

### 企業所在地のある都道府県を所管している国内機関一覧

[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/inquiry.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html)



# 中小企業・SDGsビジネス支援事業

---

独立行政法人国際協力機構  
民間連携事業部

2021年7月

# 目次

---

1. 独立行政法人国際協力機構（JICA）とは
2. JICA民間連携事業の背景
3. 支援事業のご紹介



---

# 1. 独立行政法人国際協力機構（JICA）とは

---

# 独立行政法人国際協力機構 (JICA)



技術協力  
501件※1

無償資金  
協力  
839億円



ボランティア  
事業  
999人※1

2020年度の事業規模

円借款  
1兆5,666  
億円

1兆7,821億円

国際  
緊急援助  
9件

海外投融资  
734億円

企業との  
連携事業  
116件



※1: 2019年度実績

# JICAの強み

## 拠点

海外に約100カ所  
(主に開発途上国)

国内に15カ所

- ・ASEAN各国はもちろん、アフリカ、中東、中南米等、世界中に拠点があります。

## 人

60年以上の協力経験で  
培われた途上国との  
「人的ネットワーク」と  
「信頼関係」

- ・約1万2千人(2019年度)の途上国関係者(行政官、企業経営者等)に対して日本で研修を実施しています。
- ・途上国の関係者と太いパイプがあります。

## 情報

途上国事情に精通した  
「職員」と国内外の  
「外部専門家」  
それらが持つ生きた  
現地情報

- ・約8千人の専門家、約1千人の青年海外協力隊員を派遣しています(2019年度)。
- ・「国際協力人材」として国際キャリア総合情報サイト(PARTNER)に1万7千人(2019年度)が登録しています。(簡易登録含めた総個人登録者は4万人以上。)

---

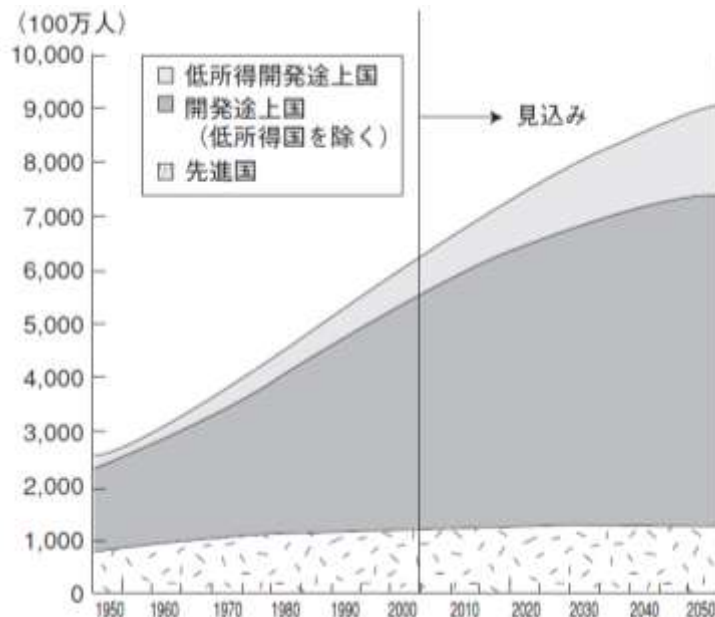
## 2. JICA民間連携事業の背景

---

# 新興国・途上国経済の市場拡大

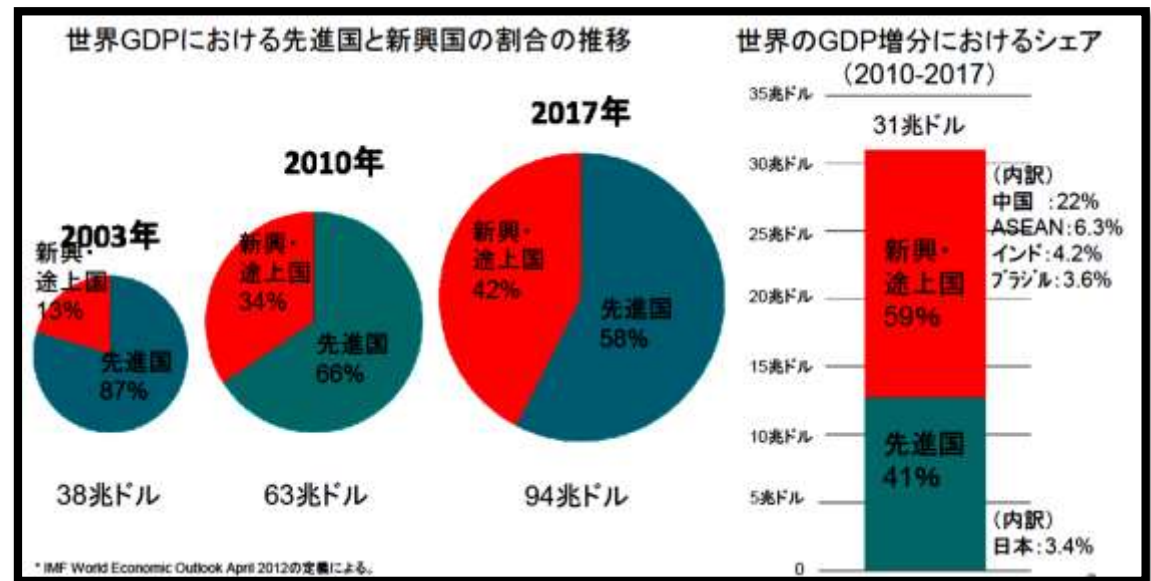
- 世界人口が増えていく中で、その人口増を牽引していくのは途上国（中でも低所得開発途上国）
- 新興国・途上国が世界のGDP（国内総生産）に占める割合は年々増加。
- 新興国・途上国は、生産地及び消費地として魅力的な市場がある。
- 先進国等の企業は安価な労働力と新しい市場の確保、資源・食糧問題対応等のため、途上国への進出・投資を拡大。

## 開発状況別人口推移



出典：JICA Report「開発途上国の人口動態の現状と展望」

## 各地域のGDPの割合推移

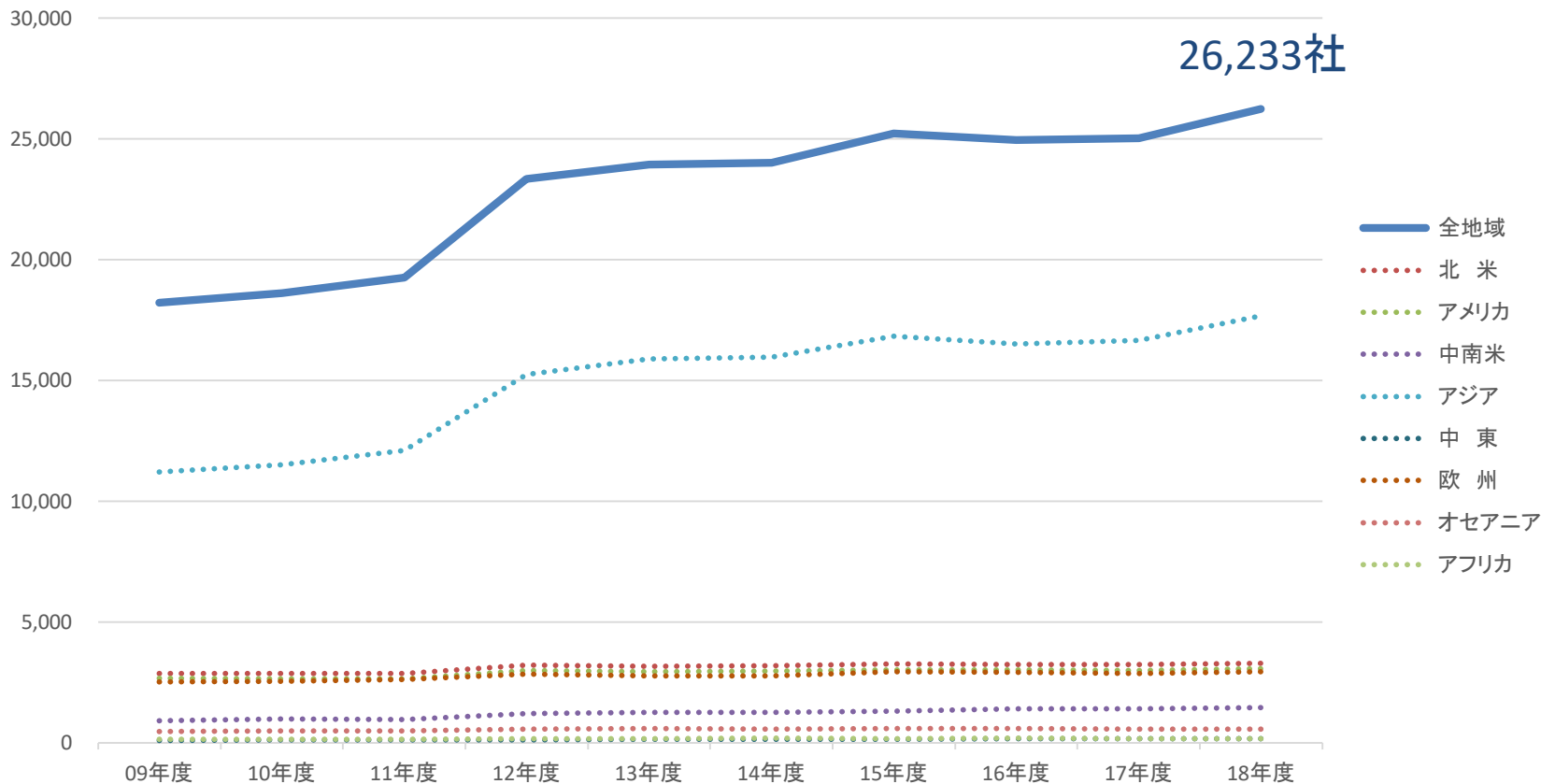


出典：経済産業省 IMF World Economic Outlook

# 日本企業の動き

- 途上国の市場拡大、人口減少による内需の先細りを見越して、企業の海外展開の機運が拡大

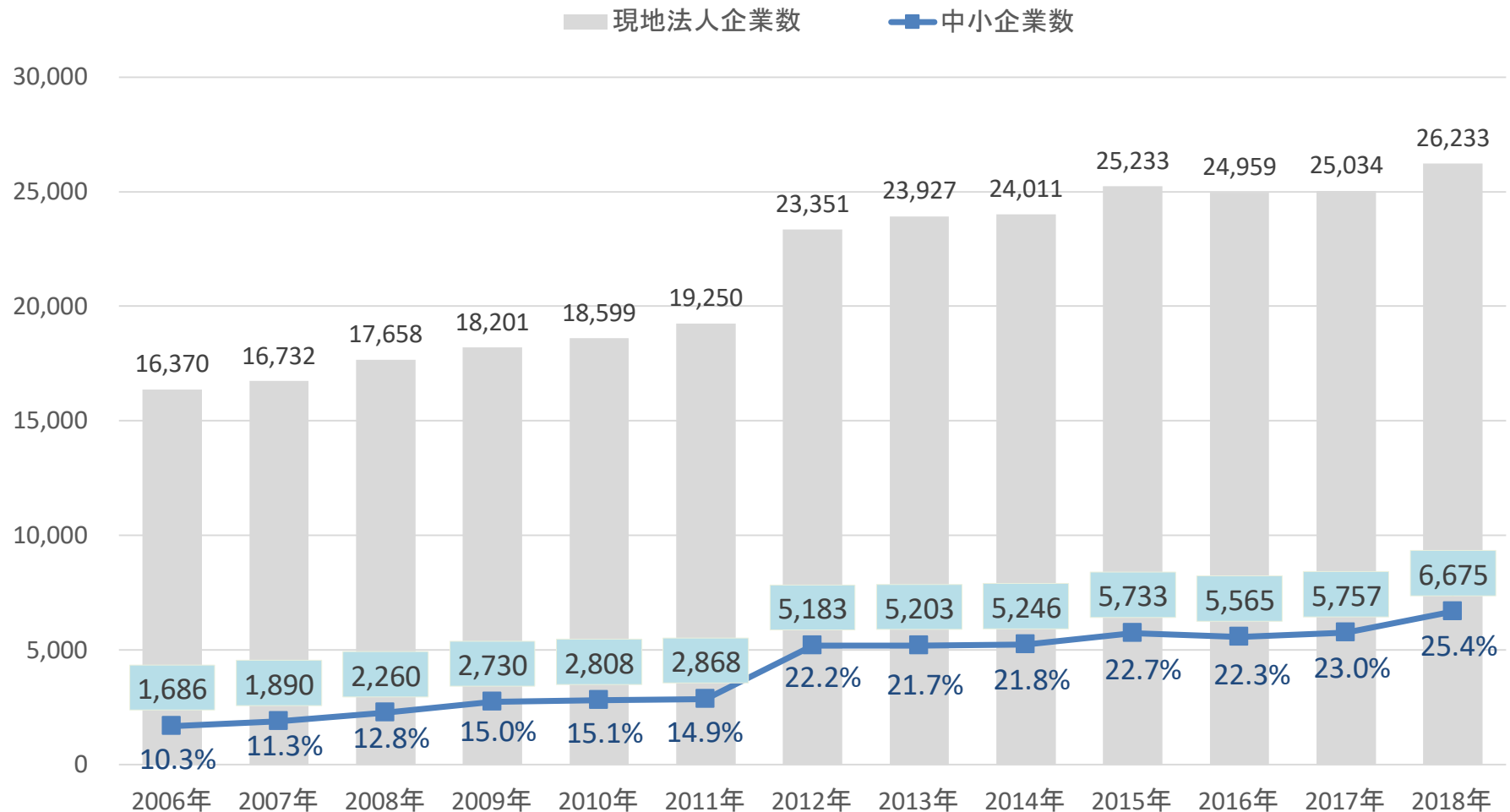
## 日本企業の海外現地法人企業数



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」

# 日本企業の動き（中小企業）

- 海外現地法人に占める中小企業の割合は増加傾向にあるものの、未だ限定的



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」をもとにJICA作成

# SDGs（持続可能な開発目標）とは

- 2015年9月、国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中で、2015年から2030年までの行動計画として掲げられた目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」です。

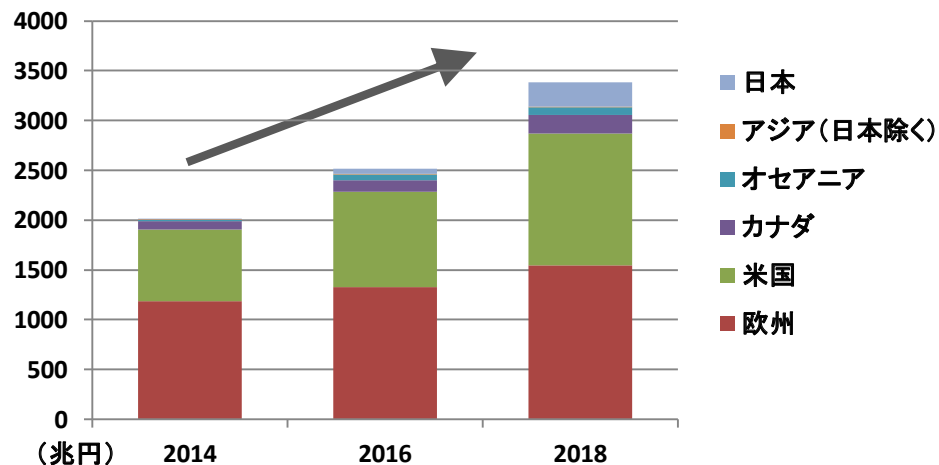




# SDGsを経営戦略に取り込む動き

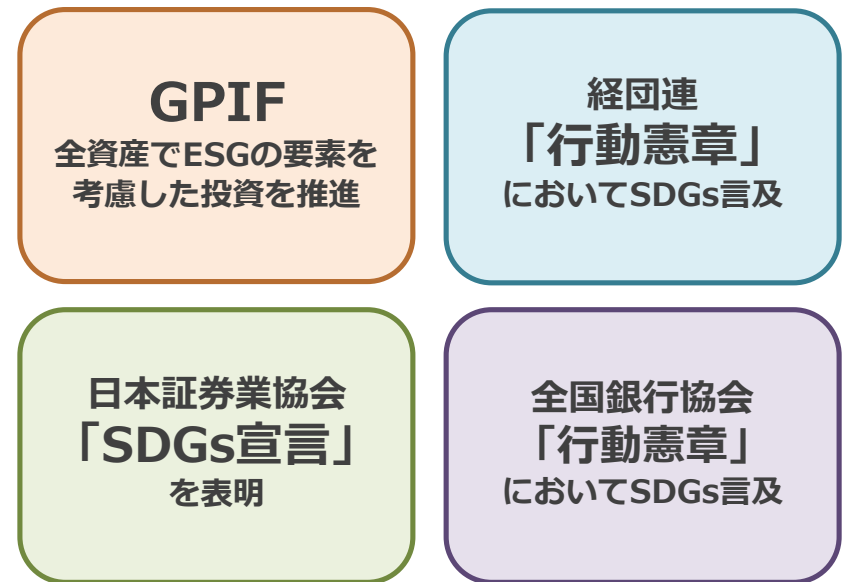
- ESG投資<sup>1</sup>が世界的に注目を集める今日、継続的な企業価値向上に向けて、民間企業がSDGsを経営戦略に取り込み、事業機会として生かす動きが日本でも広がりつつあります。
- SDGsは、課題解決を担う主体として民間企業を位置付けている点に特徴があり、民間企業による社会課題解決への取り組みに、大きな期待が寄せられています。

## ESG投資の拡大



出典：GSIA<sup>2</sup> (1USD=110円)

## 日本企業を取り巻く ESG投資・SDGsに関わる動き

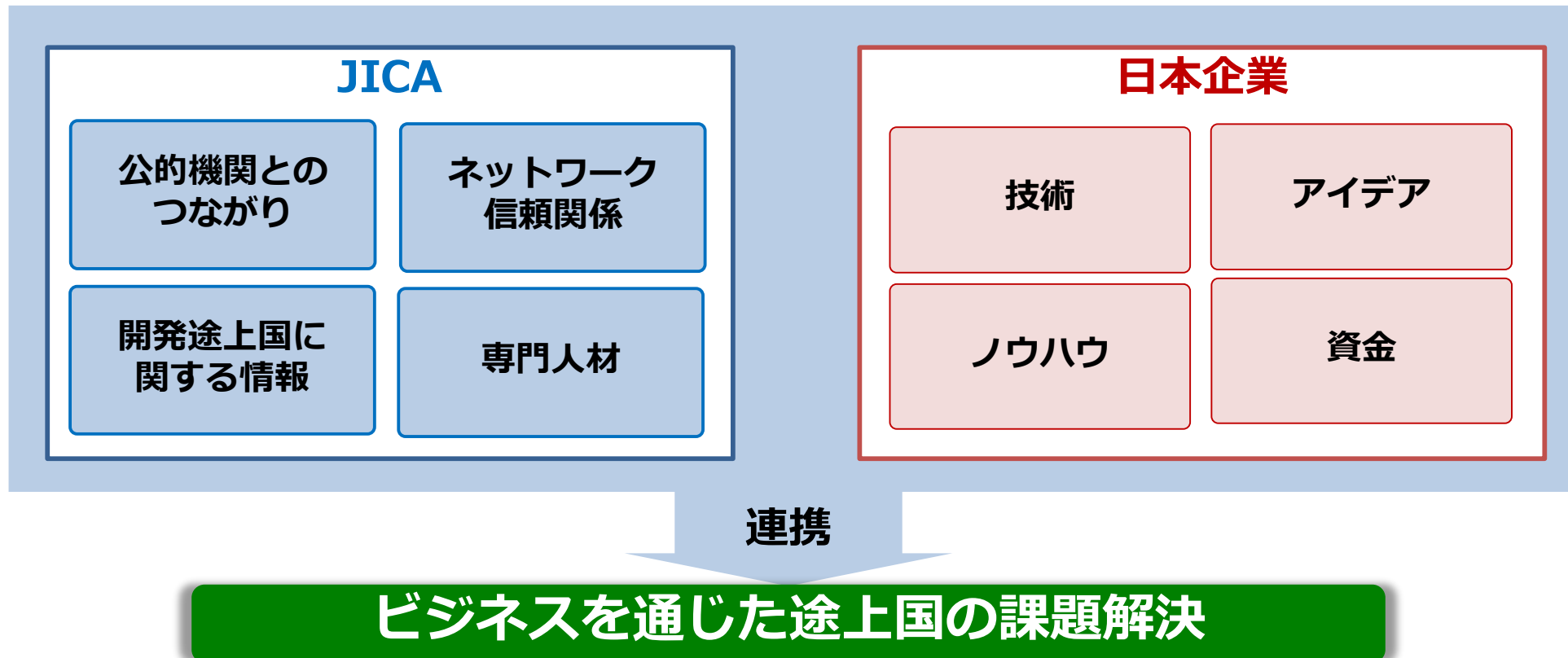


1 環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資

2 Global Sustainable Investment Alliance(GSIA) [http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR\\_Review2016.F.pdf](http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf)

# JICAの民間連携事業について

- 従来のODAだけでは途上国の経済・社会課題の解決への貢献に限界があるとの認識から、JICAは民間企業等のビジネスを通じた現地の課題解決を推し進めてきました。また、中小企業海外展開支援事業では地方創生や地域活性化への貢献も目指しています。



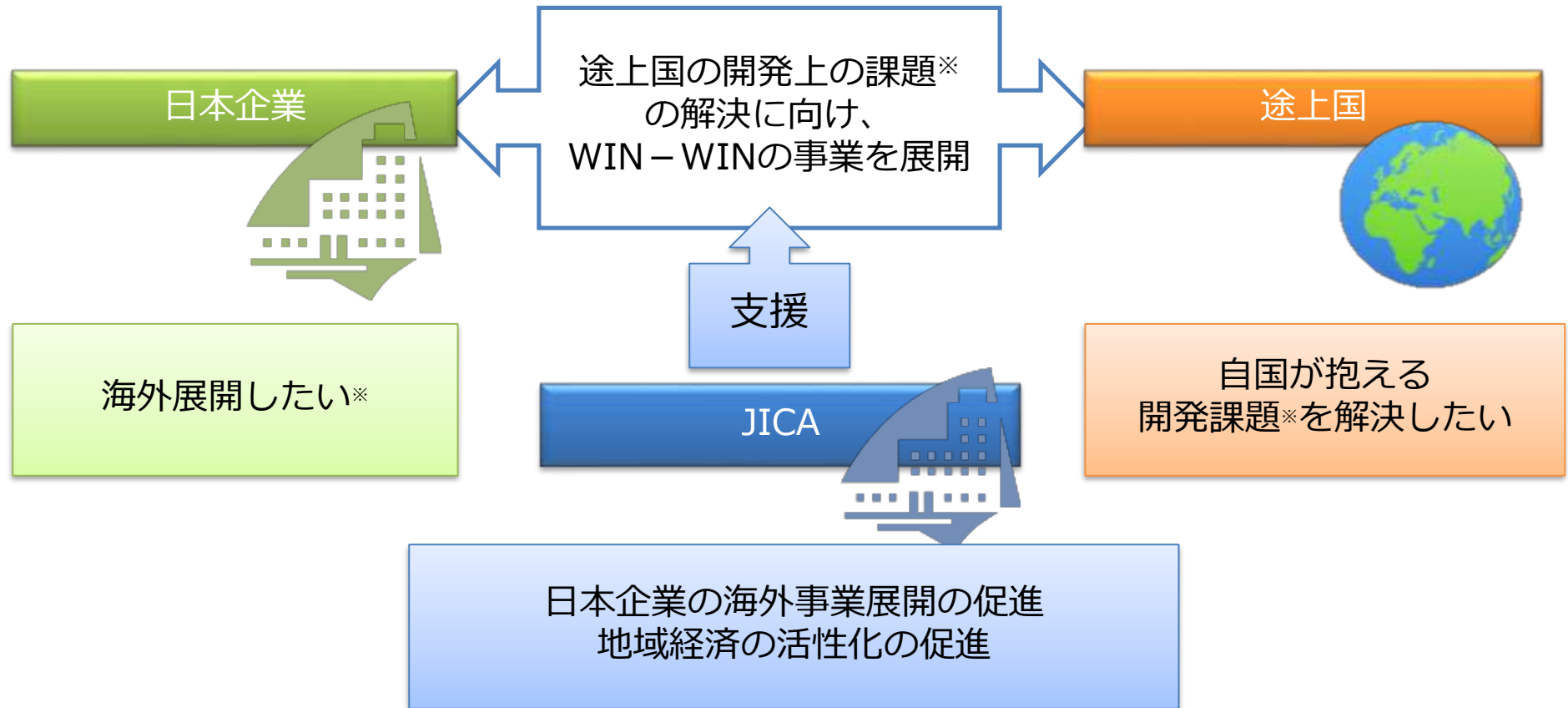
---

## 3. 支援事業のご紹介

---

# 中小企業・SDGsビジネス支援事業とは

- 途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援します。



※自社の製品や技術を用いて解決できる途上国の問題が、日本の援助方針に沿ったものか確認いただくのにご活用ください。各国の政治・経済・社会情勢や、開発に関する計画・課題を総合的に勘案して作成する日本の援助方針です。

**国別開発協力方針** ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html))

# 中小企業・SDGsビジネス支援事業（概要）

現地で基礎的な  
情報を収集したい

ビジネスモデルを  
策定したい

ビジネス活動計画を  
実証・策定したい

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業

概要

### 基礎調査

基礎情報の収集・分析  
(数か月～1年程度)

### 案件化調査

技術・製品・ノウハウ等の活用  
可能性を検討し、ビジネスモデル  
の素案を策定  
(数か月～1年程度)

### 普及・実証・ ビジネス化事業

技術・製品やビジネスモデルの  
検証。普及活動を通じ、事業  
計画案を策定  
(1～3年程度)

原則  
中小・中堅  
企業

中小企業  
支援型

中小企業支援型  
(850万円  
または980万円)

※中堅企業は対象外

中小企業支援型  
(3千万円  
または5千万円)

中小企業支援型  
(1億円、1.5億円  
または2億円)

原則  
大企業

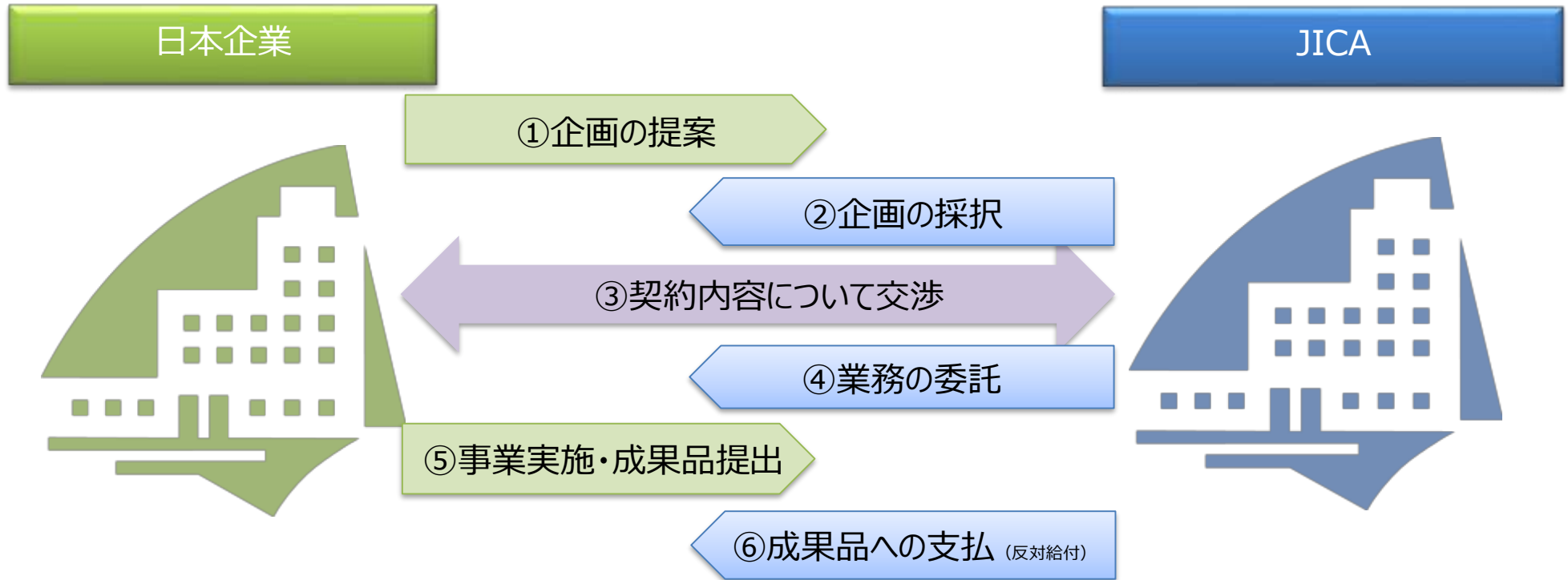
SDGsビジネス  
支援型

なし

SDGsビジネス支援型  
(850万円)






SDGsビジネス支援型  
(5千万円)

# 本事業は「委託事業」です




- ① 企業からJICAへ本事業の企画書を提案。
- ② 企画書の内容を踏まえ、JICAが企業の企画を採択。
- ③ 業務委託内容は、契約交渉で決定（内容や見積額が、企画書段階から変更となる場合あり）。
- ④ JICA（発注者）と企業（**受注者**）間で業務委託契約を締結（補助金事業ではない）。
- ⑤ 企業（**受注者**）が業務結果をまとめた「業務完了報告書」（=成果品）をJICA（発注者）に提出し、JICAの検査に合格する必要あり（補助金事業ではない）。
- ⑥ 検査合格後、企業（**受注者**）からJICA（発注者）に精算報告書を提出。JICAが内容を精査したうえで精算確定を行い、同精算確定額を企業（**受注者**）に支払う（実績に基づく事後払い）。

# 開発課題の解決に資すると考えられる製品・技術の例

事例	分野	具体例
 CO2排出量モニタリングシステム	環境・エネルギー	再生可能エネルギー発電、バイオトイレ、雨量監視システム、ダム管理 等
 プラスティック油化装置	廃棄物の処理	有機ゴミ処理技術、都市ごみ埋立地再生技術、医療廃棄物処理、廃プラスチック燃化技術 等
 遠隔操作可能な掘削機	水の浄化・水処理	水質測定機材、浄水器、ろ過装置、浄化槽 等
 作業工具	職業訓練・産業育成	金型産業、産品輸送改善、研削盤、工作用機器、検査・測定機器 等
 点字プリンター	福祉	車いす、リハビリ用品、介護機材、点字携帯端末機、点字プリンター、SDプリンター 等

# 開発課題の解決に資すると考えられる製品・技術の例

事例	分野	具体例
 <p>長粒種用の精米機</p>	農業	精米機、グリーンハウス、灌漑ポンプ、収穫・加工用機械 等
 <p>血中総ビリルビン値測定機器</p>	保健・医療	電子カルテ、医療ネットワークシステム、X線診断装置、分娩監視装置、携帯医療機器 等
 <p>理数科教材</p>	教育	音声ペン、eラーニングシステム、理科教材、理科実験器具 等
 <p>多機能フィルターシート</p>	防災・災害対策等	警報機、仮設用照明器具、災害救助用機材 等



# 中小企業・SDGsビジネス支援事業 全国各地の中小企業を支援



中国地方64件  
(例:山口県の  
地滑り防止)



近畿地方161件  
(例:滋賀県の浄化槽)



北海道40件(例:じゃがいも収穫機)



東北地方55件  
(例:福島県の  
青果物加工)



九州地方103件  
(例:沖縄県の  
ヤシ繊維による  
汚濁処理)

佐賀 福岡 大分  
長崎 熊本 宮崎  
鹿児島

山口 島根 鳥取 兵庫 京都 滋賀  
広島 岡山 大阪 奈良 三重 愛知 山梨  
愛媛 香川 和歌山 静岡  
高知 徳島

石川 富山 新潟 福井 岐阜 長野 群馬 栃木  
埼玉 茨城 東京 千葉  
神奈川

北海道

青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島



関東地方365件  
(例:東京都の地  
下トンネル掘削)



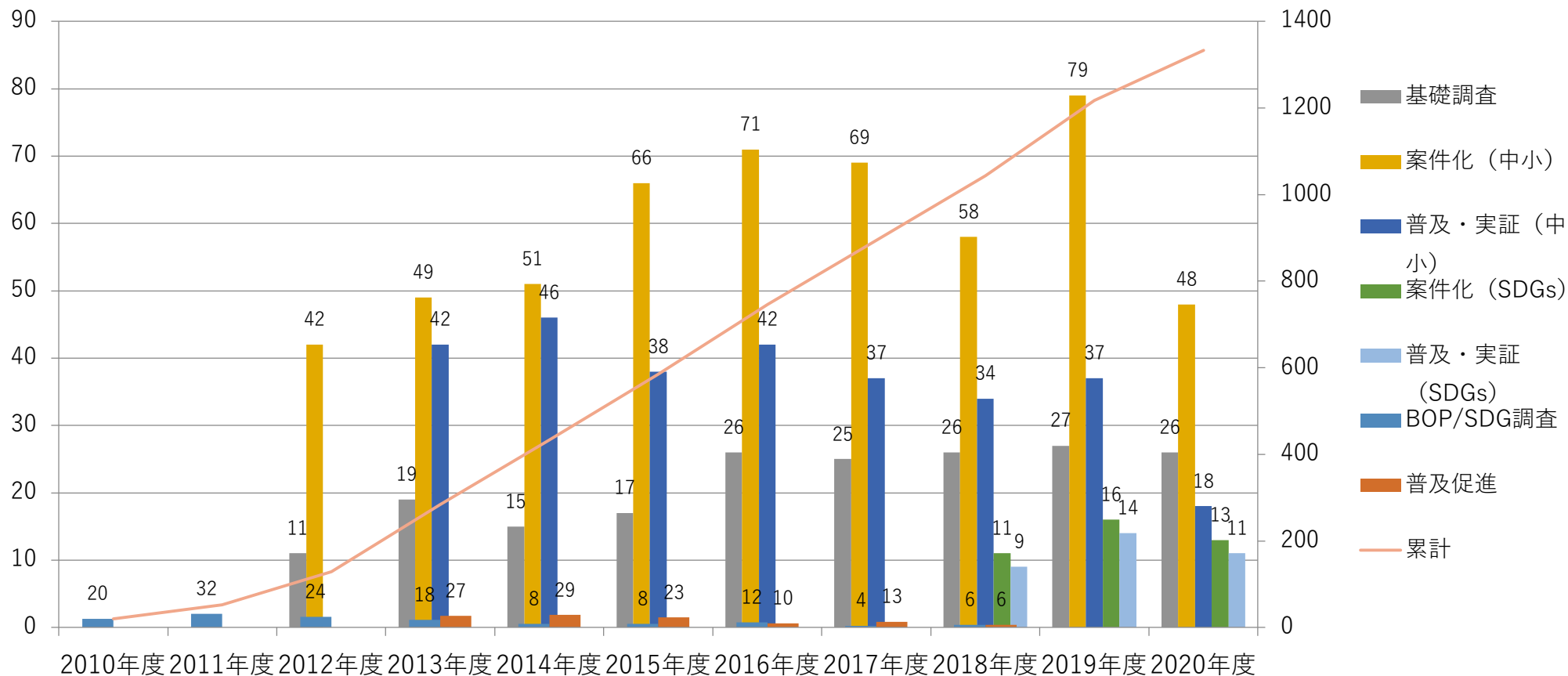
四国地方50件(例:愛媛県の造船点検)



中部地方181件(例:静岡県の茶成分計)

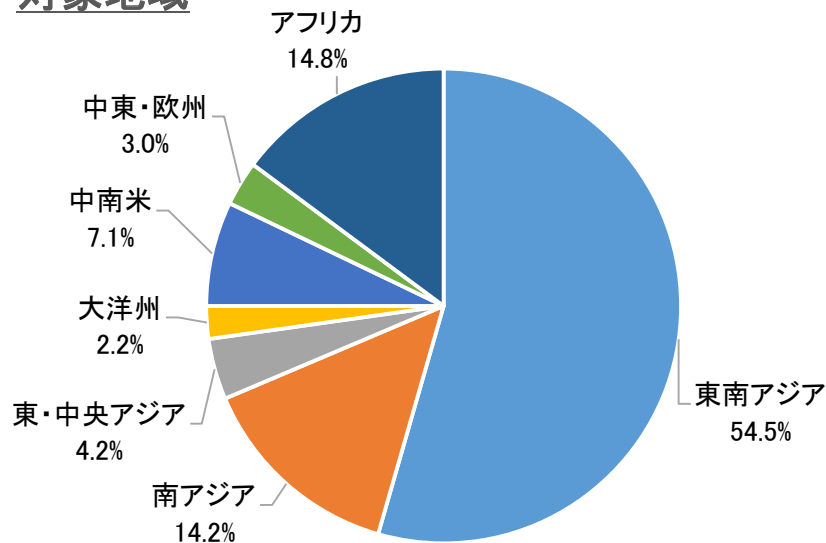
# 中小企業・SDGsビジネス支援事業 過去の採択件数

- ・累積採択数：1,333件（2010年度のBOP調査からカウント）
- ・うち中小企業支援型は1,019件

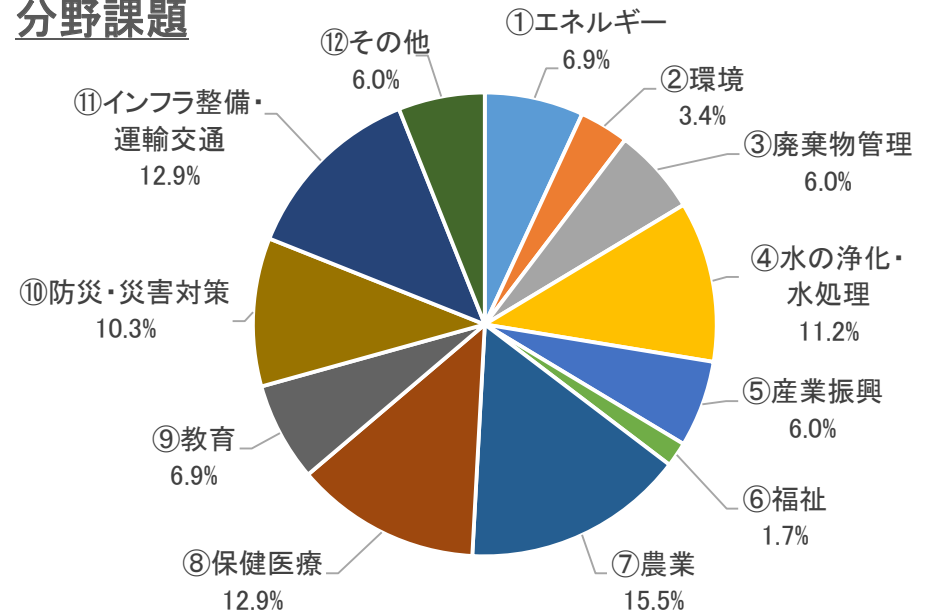


# 中小企業・SDGsビジネス支援事業 国・分野等の傾向

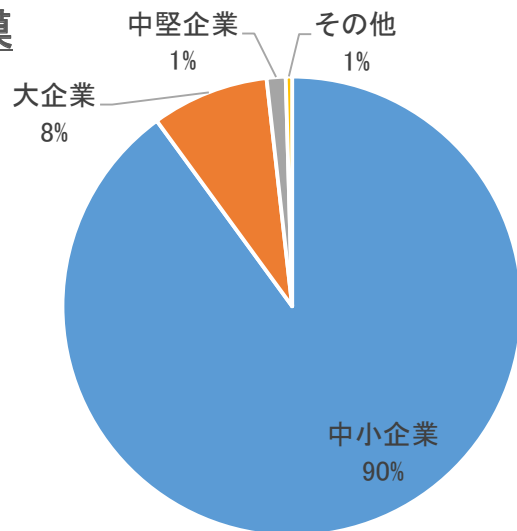
## 対象地域



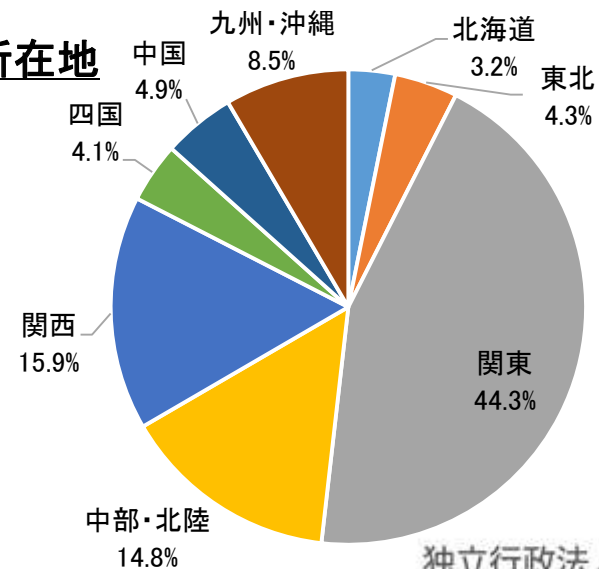
## 分野課題



## 法人規模



## 本社所在地



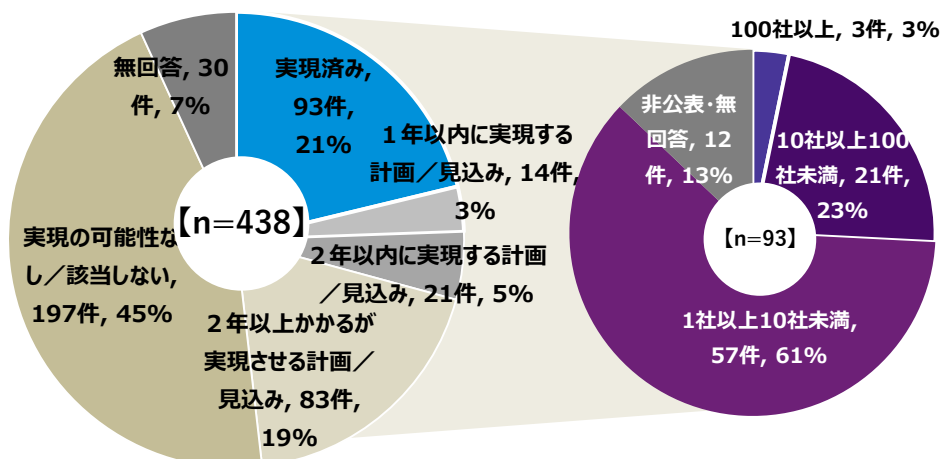
# 日本国内・地域経済への貢献 — 取引先増加／雇用創出

「自社の取引先増加」について、「実現済み」と答えた事業は93件に上り、全体の21%であった。「実現済み」と回答した93件に対する「JICA事業実施前と比較して、どのくらい増加しましたか？」という設問について、100社以上という回答が3件、10社以上100社未満が21件、1社以上10社未満が57件であった。

「国内の雇用創出」について、「実現済み」と答えた事業は71件となり、全体の16%であった。「実現済み」と回答した71件に対するJICA事業実施前と比較して、どのくらい増加しましたか？」という設問について、100人以上という回答が1件、10人以上100人未満が12件、1人以上10人未満が58件であった。

Q JICA事業に関連した海外ビジネス展開により、日本国内(地域経済)に何らかの貢献ができたと思いますか？あるいは今後、貢献できると感じていますか？  
JICA事業の実施前と比較して、JICA事業を契機として取引先／雇用がどのくらい増加しましたか？

自社の取引先増加

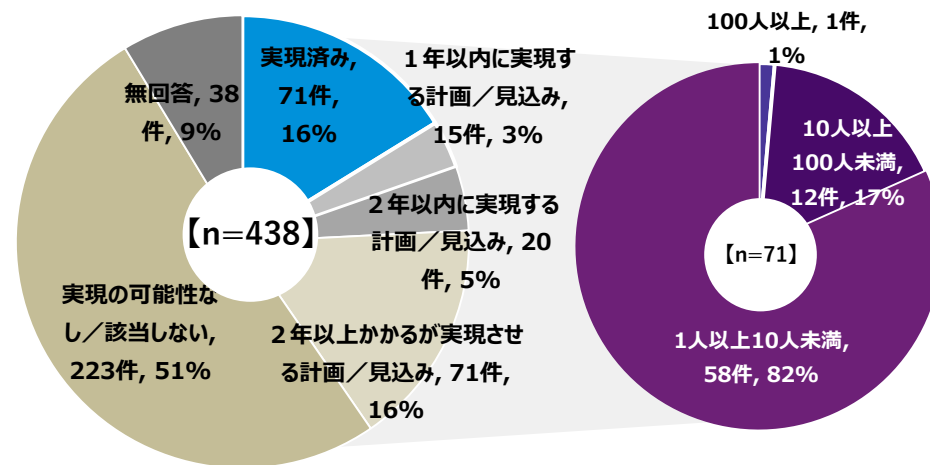


実現済みと回答した93件合計

**1,245社増加**

1件の最高社数400社

国内の雇用創出



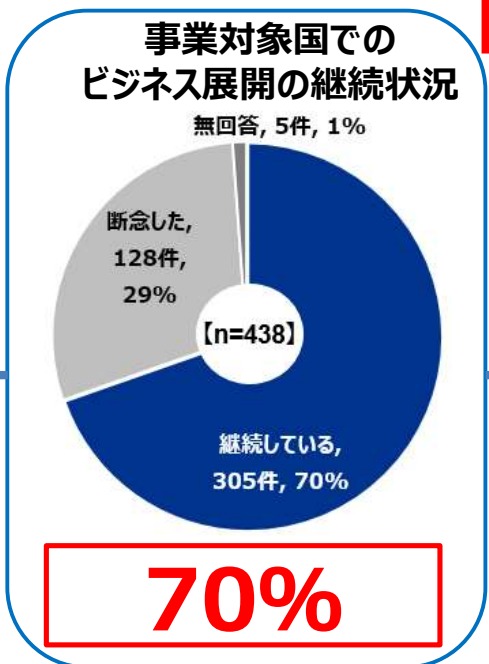
実現済みと回答した71件合計

**506人増加**

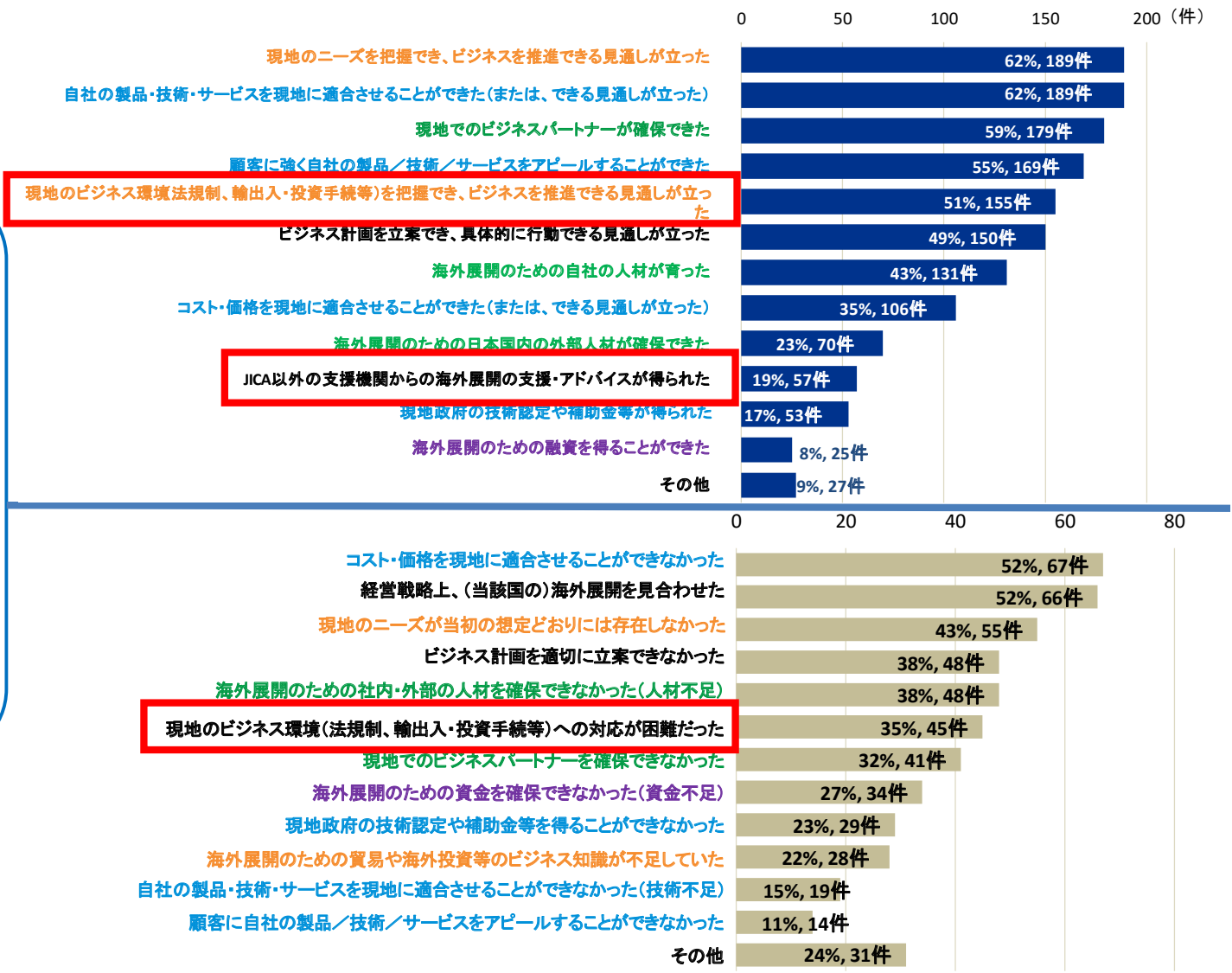
1件の最高雇用人数100人

# 対象国における海外ビジネス展開の継続状況とその要因

## 継続できている理由・要因



## 断念した理由



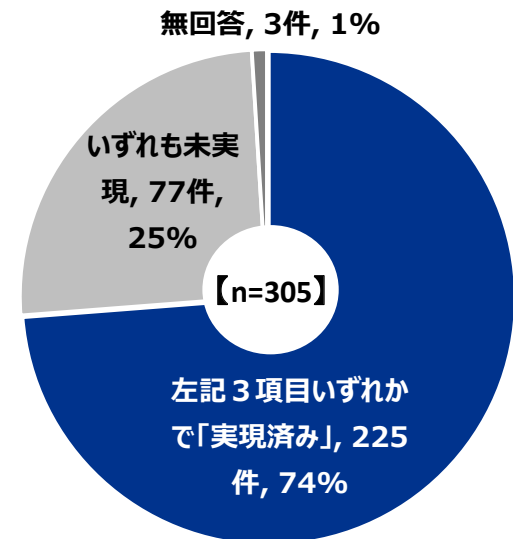
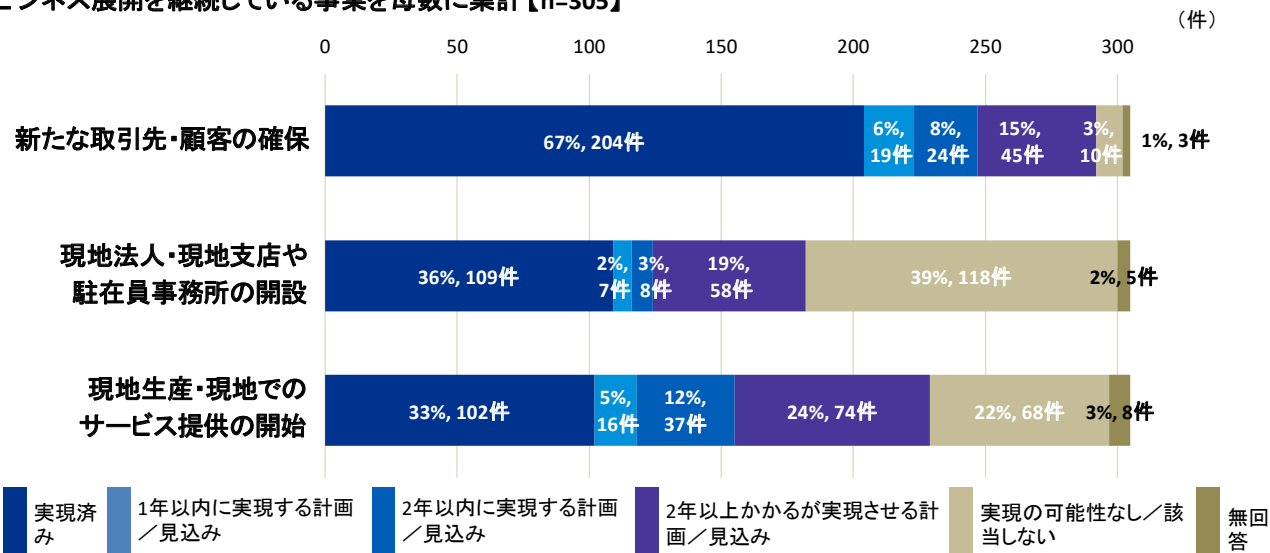
# 海外ビジネス展開の段階

ビジネス展開を「継続している」と回答した事業の内、「新たな取引先・顧客の確保」について、「実現済み」との回答は67% (204/305件)であった。「現地法人・現地支店や駐在員事務所の開設」に関しては、「実現済み」との回答は36% (109/305件)であった。「現地生産・現地でのサービス提供の開始」に関して、「実現済み」との回答は33% (102/305件)であった。また、3項目いずれかで「実現済み」とした事業は74% (225/305件)であった。

「新たな取引先・顧客の確保」を実現した事業が、他の二項目と比較して多かった。「現地法人・現地支店や駐在員事務所の開設」を「検討していない／該当なし」との回答が39% (118/305件)に上る結果となり、初期投資やレンタルコスト、人件費といった固定費や水道光熱費などの準固定費といった出捐を伴うビジネス展開には消極的な姿勢が見て取れる。

Q JICA事業に関連した貴社のビジネス展開は、以下のどのような段階にありますか？まだ実現に至っていない場合は、その計画／見込みをご教示ください。

ビジネス展開を継続している事業を母数に集計【n=305】



# 外部人材に期待する業務

外部人材に期待する業務について、最も多く回答があったのは、「報告書の作成」で、全体の80%がこの回答を選択した。次いで「調査・事業実施にあたっての現地同行」が77%、「企画書・応募書類の作成」が76%、「調査・事業実施にあたっての先方政府・政府系機関等とのアポイント取り付けや段取り、交渉」、「ODA関連の専門的知見」が72%であった。

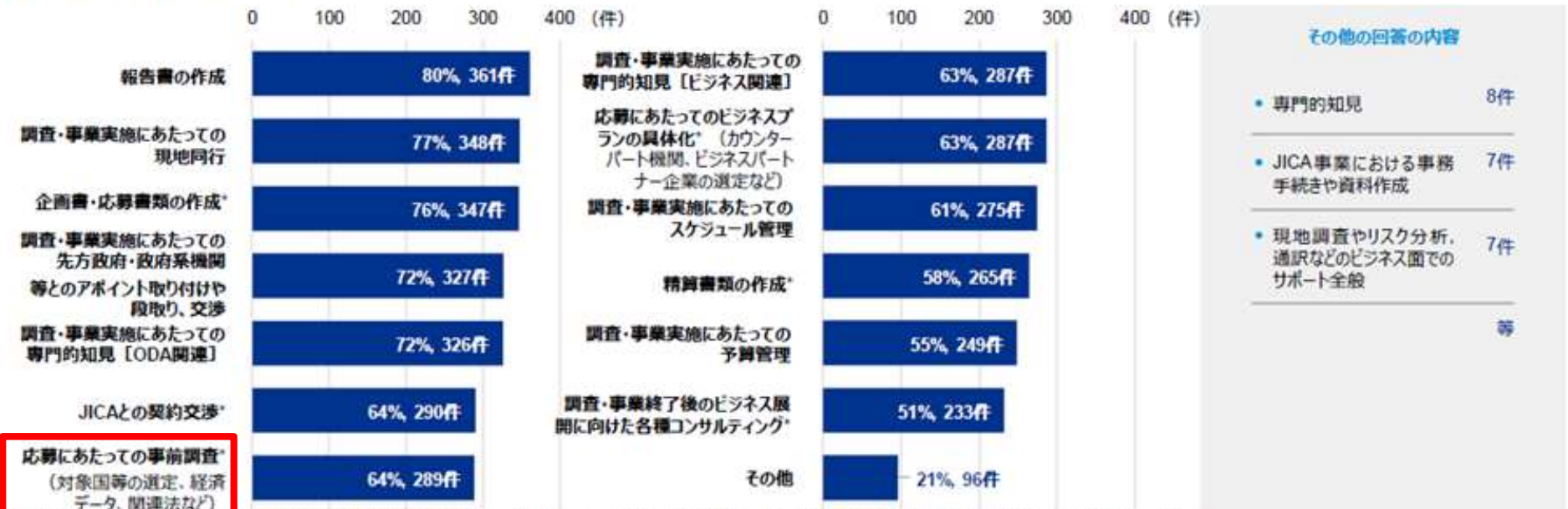
外部人材に期待するという回答が比較的少なかった業務は、「終了後のビジネス展開に向けたコンサルティング」が51%、「調査・事業実施にあたっての予算管理」55%、「精算書類の作成」58%であった。

※なお、JICA業務の経費の取扱いは、一義的には受注者である提案法人が主体的に管理することが求められる。

1 JICA事業への応募、あるいは実施の際に、外部人材（コンサルタント等）に担当してもらいたいと考える業務は何ですか？（複数回答可）

外部人材に期待する業務 [n=454]

※外部人材活用の有無に関する質問で「あり（活用した）」と回答した案件数



\*「企画書・応募書類の作成」、「JICAとの契約交渉」、「応募にあたっての事前調査」、「応募にあたってのビジネスプランの具体化」、「精算書類の作成」及び「調査・事業終了後のビジネス展開に向けた各種コンサルティング」は JICA契約外となるためJICAへの請求は不可

# 中小企業・SDGsビジネス支援事業の事例



## ブラジル国画像解析を通じた都市犯罪防止に係る案件化調査 ELSYS JAPAN株式会社(東京都品川区)



### 対象国防犯分野における開発ニーズ(課題)

- ・治安が悪く、改善が必要とされている。
- ・特に都市部では人口増加に伴い犯罪が増加し、政府や警察等による対策が求められている。
- ・治安改善に関し、知見・技術・予算等の問題が発生している。

### 提案製品・技術

- 反射運動の画像解析ソフトウェア「ディフェンダーX」
- ・攻撃性の振動を検知し、危険な精神状態の人物を約3秒で検知する。(マスク等を着用していても解析が可能です。)
  - ・ソチ・オリンピックでの高い検知率を実証した。事後ではあるが、ボストン・マラソン・テロ事件、ロシア大使銃殺事件等の犯人を検知した。

### 本事業の内容

- ・ 契約期間: 2021年3月～2022年3月
- ・ 対象国・地域: ブラジル国ミナス・ジェライス州、パラナ州、サンパウロ州、
- ・ カウンターパート機関: ミナス・ジェライス州、パラナ州ないしサンパウロ州の警察
- ・ 案件概要: 人間の反射運動の画像解析を通じた、不審者の事前検知による都市犯罪防止に係る案件化調査。民間の警備会社やIT企業、小売店へ画像解析ソフトウェア「ディフェンダーX」を販売すると同時に、普及・実証・ビジネス化事業を通じて警察組織へも導入することで製品の信頼を増幅させることにより、ブラジル全土でのビジネス展開を図り、もって同国の治安改善に資する。



ディフェンダーX

### 開発ニーズ(課題)へのアプローチ方法(ビジネスモデル)

- ・ 現地総販売代理店ないし現地販売代理店を通じて、ミナス・ジェライス州、パラナ州、サンパウロ州の3州の防犯警備会社、IT企業、小売店並びに警察組織への販売を行う。
- ・ 上記を通じて3州の治安改善に貢献する。

### 対象国に対し見込まれる成果(開発効果)

- ・ 提案技術が導入されることにより、凶悪犯罪を未然に防ぐ。
- ・ 対象州を始め、治安が改善される。
- ・ 民間及び警察に提案技術が導入されることにより、効率的に治安改善に貢献する。



# 民間連携事業のホームページ

民間連携事業

[サイトマップ](#)
[English](#)

お問合せ窓口

ENHANCED BY Google



ホーム

民間連携事業について

支援メニュー一覧

事例・参考情報

公示・募集・説明会情報

## JICAの民間連携事業

### 企業共創プラットフォーム

民間企業の皆様とJICAが  
共創して途上国の課題解決に  
取り組む場となることを目指しています。



#### ピックアップ

- 1 企業共創プラットフォームについて
- 2 「外国人材を活用した海外展開」を公開しました。
- 3 「民間企業とコンサルタント等のオンラインマッチング会」参加者募集（セミナー9月14日／マッチング会9月15日及び16日／申込締切9月2日）

#### 途上国のSDGsビジネス関連情報

1 中小企業・SDGsビジネス支援事業

2 協力準備調査（海外投融資）  
（旧 協力準備調査（PPPインフラ事業））

3 海外投融資

案件事例検索

[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html)

# お問い合わせ先

ご質問は、中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口  
もしくはお近くのJICA国内機関にお問い合わせください。

## 独立行政法人国際協力機構 中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル

中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口

電話：03-5226-3491 email: [sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)

## 企業所在地のある都道府県を所管している国内機関一覧

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

# 法制度整備支援事業実施状況

## ◎ 概要

- ・域内格差是正のためのメコン諸国に対するセミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
- ・民事法、行政法、知財分野を始めとするビジネス関係法令整備・運用のためのセミナー、共同研究等（インドネシア、ウズベキスタン等）
- ・法令の適切な運用や調停に関する支援等、法制度の安定性、予測可能性の向上、公平かつ迅速な紛争解決の促進に資するもの。

### ベトナム社会主義共和国

#### 【現在の取組】

JICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」ほか

- ・2021年1月に開始した新プロジェクトにおいては、法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を特定した上、具体的な解決策を検討・提案する。



### ラオス人民民主共和国

#### 【現在の取組】

JICA「法の支配発展促進プロジェクト」ほか

- ・新民法典（2020年5月施行）の普及、民事判決書の改善（判決書マニュアル改訂）、法学教育・研修の改善等を支援。



### カンボジア王国

#### 【現在の取組】

JICA「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」ほか

- ・裁判官の民法・民事訴訟法の理解促進、民事書式例の作成、判決書公開等を支援。
- ・王立司法学院との協力（オンラインセミナー実施予定）



### バングラデシュ人民共和国

#### 【現在の取組】

- ・JICA国別研修（司法機関の能力強化、調停人養成等）
- ・事件管理・訴訟遅延解消オンラインセミナー実施（11月）



### スリランカ民主社会主義共和国

#### 【現在の取組】

JICA国別研修（刑事司法改善）（オンライン研修実施予定）



### インドネシア共和国

#### 【現在の取組】

JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」

- ・法的整合性向上、知財保護体制強化支援など



### ミャンマー連邦共和国

#### 【現在の取組】

JICA「ミャンマー法司法制度整備支援プロジェクト」ほか

- ・知財裁判制度、民事調停制度構築、契約書審査ガイドライン作成・普及、人材育成支援など（※現在、停止中）



### ウズベキスタン共和国

#### 【現在の取組】

- ・行政手続法・行政訴訟法解説書作成、犯罪白書作成支援（オンラインによる定期会合）
- ・JICA国別研修（民法・民事訴訟法の運用）



### モンゴル国

#### 【現在の取組】

商取引法関連規定の整備に関するオンラインセミナー実施



### ネパール連邦民主共和国

#### 【現在の取組】

民法、刑事関連法の運用に関するオンラインセミナー実施



### 東ティモール民主共和国

#### 【現在の取組】

土地関連法等に関するオンラインセミナー実施



# 在外公館における弁護士を活用した企業支援

令和3年6月  
外務省  
経済局政策課

日本企業の活動を法的側面から支援するため、在外公館において、日本の弁護士等に委託して、日本企業に対する法的アドバイスや、現地の法令・法制度等についての調査・情報提供等の業務を実施（実施対象公館は、進出している中小企業が多く、ニーズがある地域の公館の中から選定。）。

## 【令和3年度実施公館】13カ国19公館

1	中国	在中国大使館・在青島総領事館・在上海総領事館・在瀋陽総領事館
2	モンゴル	在モンゴル大使館
3	インドネシア	在インドネシア大使館・在スラバヤ総領事館・在デンパサール総領事館
4	フィリピン	在フィリピン大使館
5	マレーシア	在マレーシア大使館・在ペナン総領事館
6	ミャンマー	在ミャンマー大使館
7	ケニア	在ケニア大使館
8	ナイジェリア	在ナイジェリア大使館
9	タンザニア	在タンザニア大使館
10	ブラジル	在リオ総領事館
11	ネパール	在ネパール大使館
12	アラブ首長国連邦	在ドバイ総領事館
13	ウズベキスタン	在ウズベキスタン大使館

## 委託内容(例)

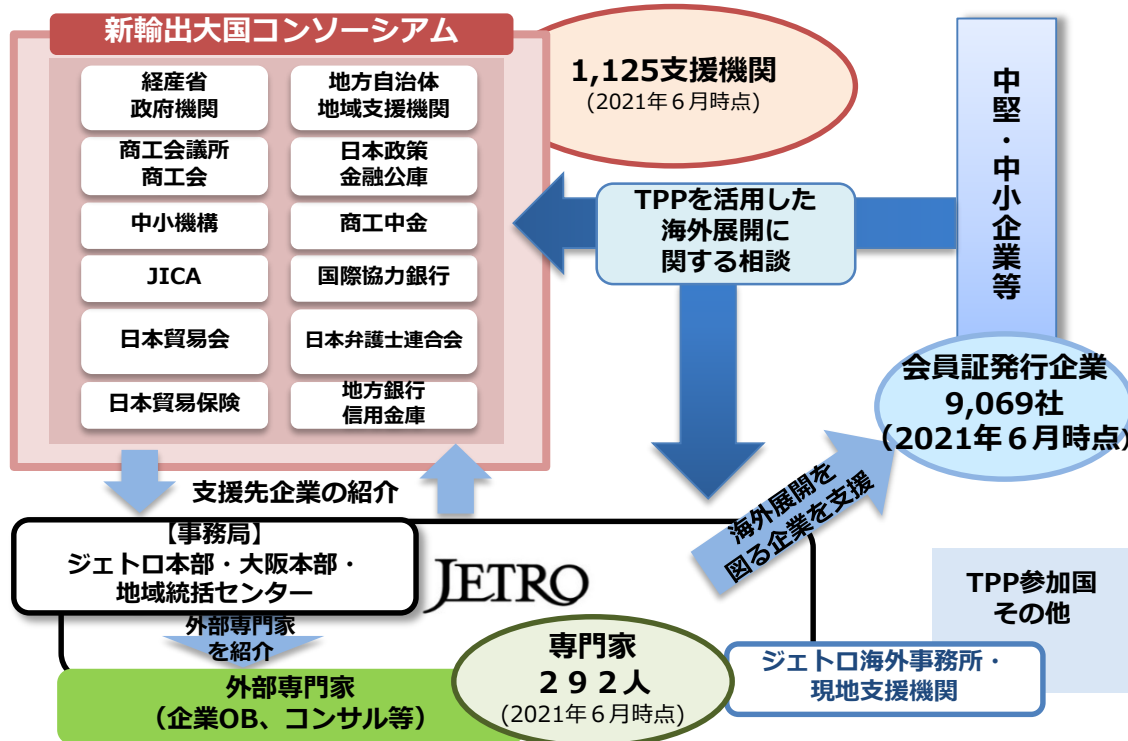
- 日本企業を対象とした無料法律相談会やセミナーを在外公館等で実施
- 現地の法令・法制度やその運用に関する調査（在外公館は個々の企業支援や、セミナー等にも活用）
- 大使館業務に関する法的相談への対応（事案の法的分析・整理等）

※コロナ禍の状況も踏まえてリモートでの法律相談やセミナー等も実施

# 新輸出大国コンソーシアム

- 平成28年2月に「新輸出大国コンソーシアム」を設立。JETROを中心に多様な支援機関が参加。海外ビジネスに精通した専門家が個々の企業の担当となり、中堅・中小企業に対し、海外事業計画の策定、現地での商談や海外店舗の立上げなどをきめ細かく支援。
- これまでに全国9,072社（2021年6月時点）を支援。2021年度の専門家は292人

## 支援スキーム



## 対象企業の取り扱い品目・業種

農産品：1,461社(16.1%)  
 水産品：234社(2.6%)  
 工業品：3,844社(42.4%)  
 小売業：724社(8.0%)  
 卸売業：1,233社(13.6%)  
 その他サービス：1,576社(17.4%)

【お問い合わせ】

「新輸出大国コンソーシアム」事務局

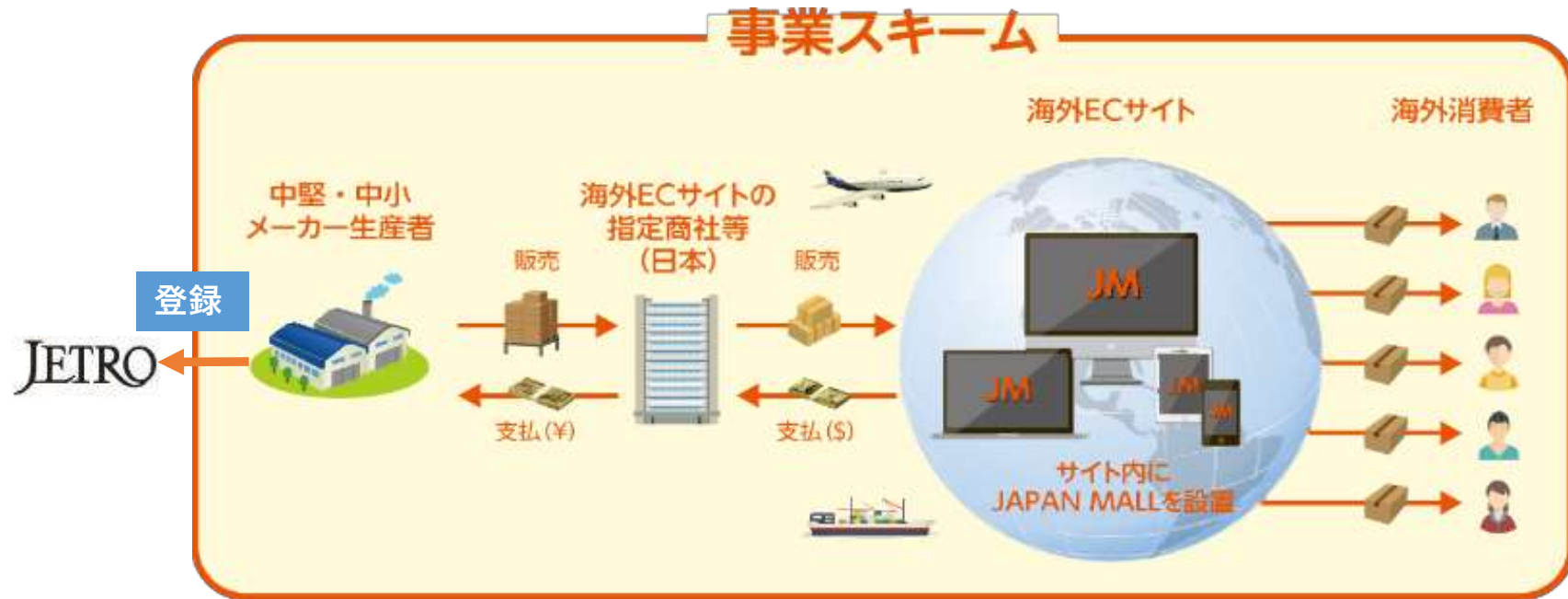
03-3582-8333

[www.jetro.go.jp/consortium/](http://www.jetro.go.jp/consortium/)

# Japan Mall事業について

日本貿易振興機構（JETRO）  
2021年7月

- 世界のEC市場拡大に合わせ、JETROは2018年度からJapan Mall事業を開始
- 海外の主要ECサイトによる日本商品の調達を支援するマーケットインの事業スキーム
- 原則、日本国内での全量買取りのため、日本企業にとってはリスクの低いビジネスモデル



## 【JETROの役割】

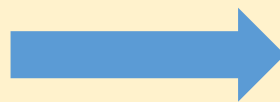
- ①日本国内での調達支援
- ②商流の構築支援
- ③販売時のプロモーション支援  
(特集サイトの設置、インフルエンサーの活用等)

## 【JAPAN MALL設置の効果】

- 中小企業単独では、海外ECサイト内の膨大な商品情報の中で商品が埋没し、プロモーションにコストをかけなければ消費者に訴求しない
- ⇒Japan Mallを設置することで、**買い取る海外ECサイト側が必然とJapan Mallのプロモーションを強化する**
- ⇒Japan Mallを海外ECサイトとJETROが連携して設置することで、**対象商品全体が「JAPAN」の信頼性の下でブランディングに繋がる**

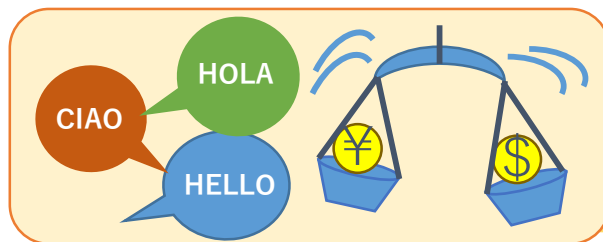


人手不足・出店コスト



販売力のある世界のEC事業者が  
JETROの商品DBを介して買付

非接触・遠隔のビジネスモデルとしてコロナ禍でも影響無し

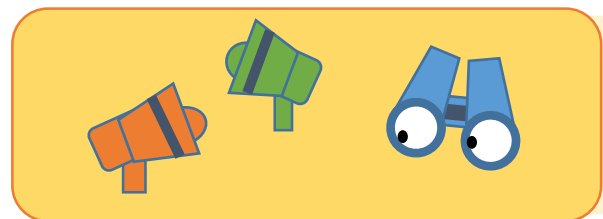


言語対応・為替リスク・在庫リスク

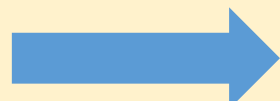


国内取引（日本語・円決済・国内倉庫  
渡し）で完結。かつ、原則全量買取り

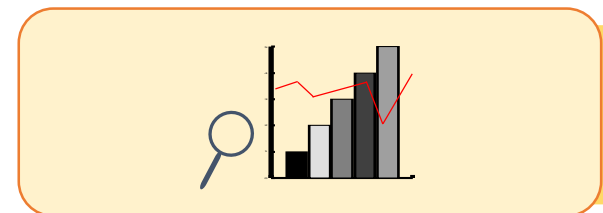
日本の中小企業にとってほぼリスク・ハードルのない条件



PR & 顧客開拓



ECサイトとJETROが対応



要因分析



売上データをフィードバック



応募・登録  
段階

- JETROシステムへ登録（WEB）
- 商品情報シートの登録
- 商品の写真送付

登録無料



商品情報シート

データ  
ベース取込

- 登録いただいた商品情報と写真からJETROが提案資料作成し、連携先バイヤーに紹介

60以上の連携先



提案資料  
イメージ

商談

- バイヤーから引き合いのあった商品は、オンライン商談会・サンプルチェック・メール商談など実施。

バイヤーの生の声



取引調整  
・納品

- 基本、納品は日本国内の指定倉庫（例外あり）
- 途中での辞退も可能

国内取引で完結

プロモーション

- ECサイトとジェトロが実施



# Japan Mall事業の実績

- コロナ禍での世界のEC市場拡大を捉え、連携先を**18カ国67**に拡大。
- 昨年度比で大幅増となる延べ**2,237社**、**6,604商品**の輸出に成功（海外での販売額で約80億円に相当）。

	2020年度	2019年度
連携先	<b>18カ国67</b>	16カ国24
登録企業数	2,354社	1,481社
登録商品数	15,426商品	9,609商品
輸出成功企業数	延べ <b>2,237社</b> (実数 <b>939社</b> )	延べ822社 (実数395社)
輸出商品数	延べ <b>6,604商品</b>	延べ3,011商品



## <登録状況(地域別、品目別)>

都道府県	申込社数	都道府県	申込社数
北海道	90	愛知県	101
青森県	11	三重県	44
岩手県	25	滋賀県	18
宮城県	23	京都府	152
秋田県	10	大阪府	159
山形県	19	兵庫県	75
福島県	21	奈良県	19
茨城県	16	和歌山県	38
栃木県	23	鳥取県	9
群馬県	55	島根県	9
埼玉県	47	岡山県	80
千葉県	27	広島県	64
東京都	543	徳島県	17
神奈川県	54	香川県	10
新潟県	49	愛媛県	15
富山県	29	高知県	17
石川県	31	福岡県	57
福井県	22	佐賀県	30
山梨県	12	長崎県	21
長野県	23	熊本県	19
岐阜県	47	大分県	20
静岡県	40	宮崎県	34
		鹿児島県	29
		沖縄県	13
		海外	49
<b>集計</b>	<b>2,354</b>		

品目	品目数
<b>食品</b>	<b>5,587</b>
生鮮品	144
飲料	721
アルコール飲料	1,218
菓子類	933
加工水産	250
調味料	764
調理品	241
麺類	241
健康食品	364
その他加工食品	711
<b>日用品</b>	<b>9,839</b>
化粧品	3,069
家庭用品	4,272
文具	1,110
その他日用品	1,388
<b>合計</b>	<b>15,426</b>

# 連携事例：Ocado（英国）

- 英国人口の約70%をカバーし、世界の食品ECをリードするocadoと連携
- アジア初となる日本の食品の特集ページを開設

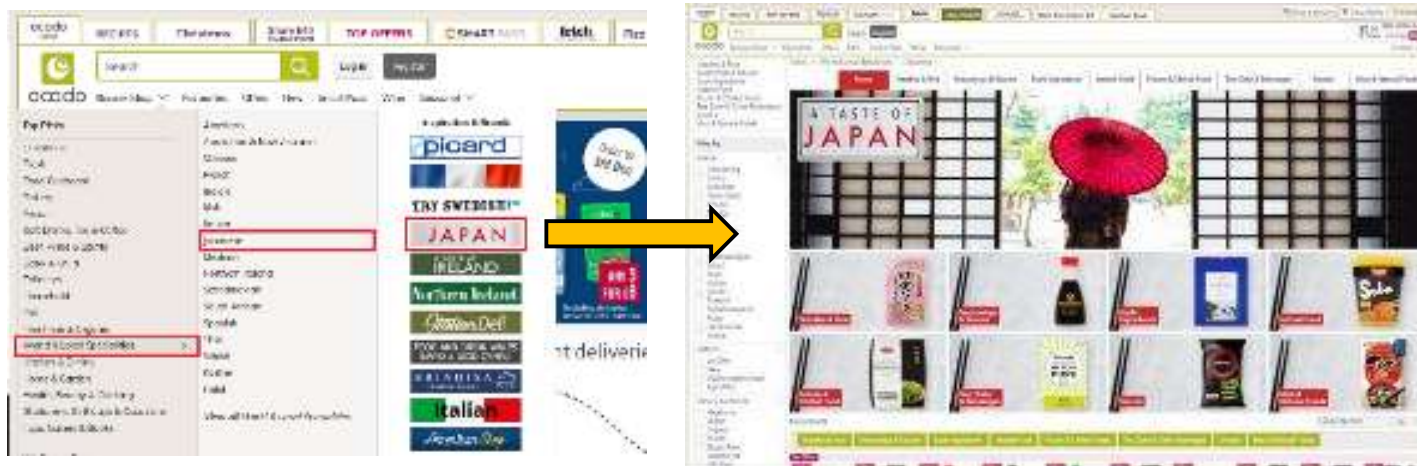


平均アクセス  
660万／月

年間売上  
2,500億円

同社の倉庫・AIシステムを世界で9社の  
大手流通（Kroger,イオン等）が採用

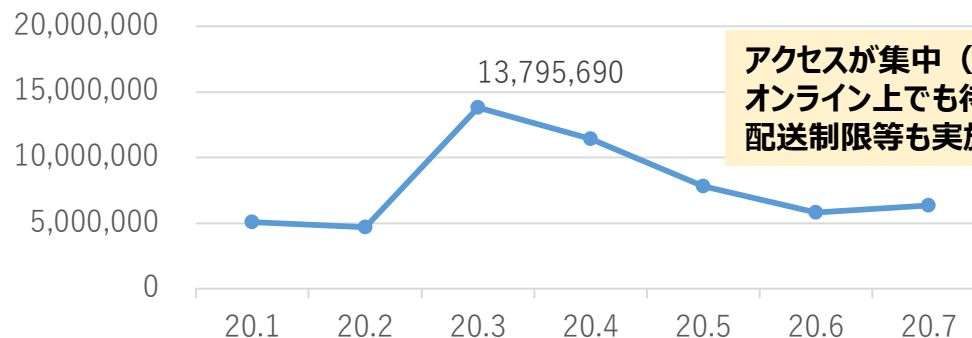
8ヶ月で5.5億円の売上、コロナ以降は売上が3割増の状況



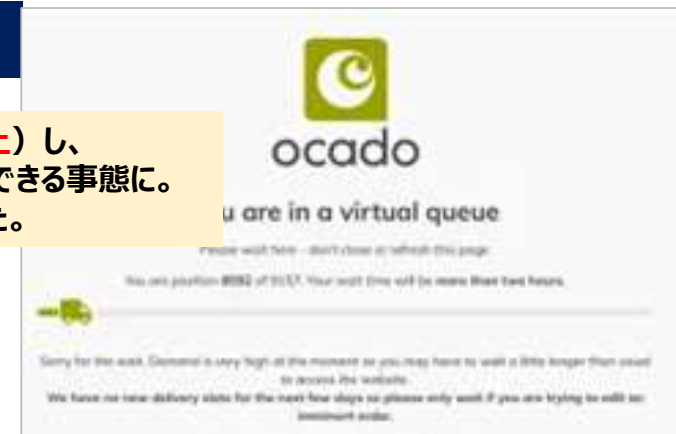
## 【販売上位品目】

- ・乾麺  
（うどん、そば、ラーメン）
- ・調味料  
（ごま、ごま油など）
- ・梅酒など

## コロナウイルスの影響:Ocado アクセス数（推計）



アクセスが集中（3倍以上）し、  
オンライン上でも待ち列ができる事態に。  
配送制限等も実施していた。



# 連携事例：Redmart（シンガポール）

- シンガポールオンライン専門スーパーマーケット1位のRedMart（LAZADA傘下）と連携
- 自社のコールドチェーン保有。本事業を通じ、日本の生鮮品（野菜）の販売が定番化



・2011年設立、2019年Lazada傘下

ASEAN  
6カ国で展開  
(Lazada)

平均アクセス  
850万/月  
(Lazada)

出所：SimilarWeb

## 【主な調達希望商品】

生鮮食品（野菜・果物）、加工食品（菓子、調味料、麺）、冷凍品（菓子、水産品）など

## 冷凍・冷蔵温度帯の商品も販売

### 連携開始（2018年度）

・137品目が買取、87%が継続



人気の冷凍スイーツ

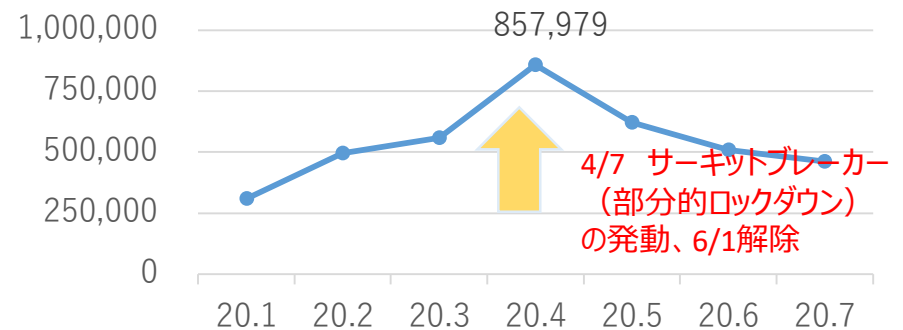
### これまでの進捗

- ・250品目を販売、約9割が継続
- ・初めて日本（沖縄）の生鮮野菜約18種類を調達。週1回AIRで輸送。



ゴーヤやナスなど販売

## コロナウイルスの影響:RedMart アクセス数（推計）



注文数も普段の倍以上になり、配達がパンク

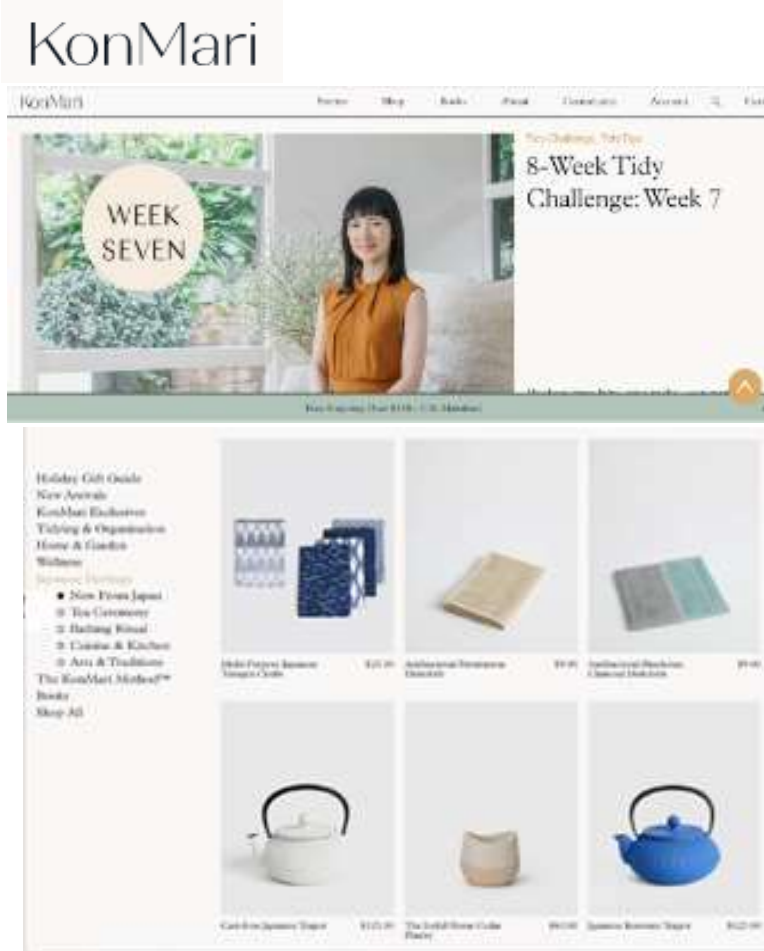
出所：SimilarWeb



韓国では、会員数約500万人を誇る**Qoo10**と連携。加工食品や日用雑貨など**40社165商品**が販売された。インバウンド客に人気の高いおみやげ商品の初輸出に繋がった。



タイでは主要サイト（**Lazada・Konvy**）やオフラインを通じて日本の化粧品**75社800商品**が販売された。日本の化粧品の販路が、ECを通じてバンコク郊外のエリアに拡大した。



TIMES誌「世界で最も影響力のある100人」に選ばれた片付けコンサルタント・近藤麻理恵氏（**コンマリ**）が運営する米国のECサイトと連携。日本の日用雑貨**94社138商品**が販売された。



自社代理店を持たない地域でのニーズの高まりを受け、Japan Mall事業を通じて販売

販売商品：馬油スキンケアクリーム  
販売先：LAZADA、Konvy（タイ）、Qoo10（韓国）



北米で人気のカリグラフィー需要を捉えて人気商品に

販売商品：水彩カラー筆ペン  
販売先：Konmari（米国）



店頭での販売に不安があった包丁をECで販売して人気に

販売商品：包丁  
販売先：Provider Store（豪州）



バイヤーからのパッケージサイズの変更要望にすぐ対応して販売決定

販売商品：あまざけ  
販売先：Lazada・Shopee・Grabmart 他（マレーシア）



調理、炊飯が可能な高い機能性と日本のものと一目でわかるオーセンティックなデザインが消費者に人気

販売商品：土鍋  
販売先：IPPINKA（カナダ）



常温で8カ月という賞味期限の長さを訴求して2カ国で販売決定

販売商品：カステラ  
販売先：Qoo10（韓国）、1004（UAE）

# Japan Mall事業（中国）での展開

- 20年度中国連携先18、**成約見込み約1,000件**（19年度約200件）
- 新たにITトップ2社の**テンセント**、**バイドゥ**、そして動画配信最大手の**抖音（TikTok）**と連携

## 既存EC



【アリババ（タオバオ、天猫、コアラ等）】

- EC売上シェア約50%
- 月間ユーザー8.7億人



【京東】

- EC売上シェア約20%
- 月間ユーザー4.7億人



【拼多多】

- EC売上シェア約20%
- 月間ユーザー7.2億人

## 新興EC



【テンセント（Wechatミニプログラム）】

- 時価総額中国No1のIT企業
- 月間ユーザー12.5億人
- ミニプログラム内に「日本国家館」開設



【抖音】

- 動画配信最大手
- 月間ユーザー6億人



【バイドゥ（百分百）】

- 検索エンジン最大手
- 月間ユーザー6億人

- 170社600商品を対象に、日本酒館とライフスタイル館（キッチン用品、コスメ、雑貨等）を出展  
EC販売とリアル展示を融合した新たな出展形態を試行
- JapanMall連携先による事前買付分の成約170件に加え、連携先と来場バイヤーによる会期中の商談を通じて230件の成約を達成。今後、事後の常設展、ミニ輸入博の実施を通じて更なる貢献を目指す

## 【B2C】

- ・会期中、当ブース来場者**2.2万人**が展示品を体験
- ・気に入った展示品は、**その場でEC購入して後日配送**
- ・商品の特性と用途に合った展示手法により魅力を訴求

### 日本酒試飲



### QRスキャン、EC購入



### コスメ体験



### QRスキャン、EC購入



## 【B2B】

- 来場バイヤーは展示品のEC販売ページで、**販売数量と購入者レビューを確認**できるため、**客観的な評価を参考にし、取引要否を判断**できる



### 販売数量



### 購入者レビュー





- 日本酒館とスタイル館では、先端デジタル技術とKOLによる情報発信等の新たな販促手法を試行
- 政府関係者やメディアから大きな注目を集め、輸入博の顔として国内外メディアから多くの取材を受けた

## おすすめ日本酒の空中3Dディスプレイ



- ・空中に、操作可能な非接触型3Dディスプレイが浮かび、数問質問に答えると、自分に合ったおすすめ日本酒が自動表示される
- ・空中に浮かぶQRをスキャンして商品購入することもできる

## KOLによる日本の酒蔵からのライブ配信



- ・日本在住の有名中国人KOLを活用し、日本の酒蔵や百貨店等から、来場者に向けてライブ配信し、双方向でコミュニケーションを図った
- ・SNS上で同時配信し、視聴者74万人をECに誘導

## デジタル割引クーポン



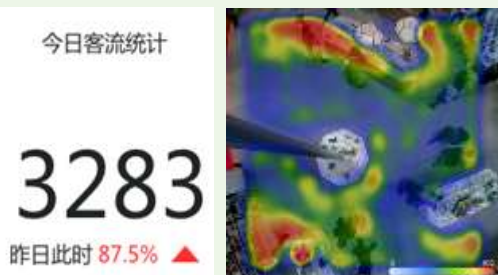
- ・ゲーム性を設けるために、大型モニターで複数種類のデジタル割引クーポンを高速放映
- ・来場者はスマホで写真を撮り、画像が撮れたクーポンを用いてECで商品を購入

## KOLによる輸入博ブースからのショートムービー配信



- ・中国在住の有名中国人KOLを活用し、輸入博ブース内での商品紹介をSNS上でショートムービーと記事を配信し、視聴者736万人をECに誘導

## AI搭載型顔認識と熱探知のシステム



- ・AI搭載の顔認識カメラと熱探知システムを導入
- ・ブース来場者数と属性（性別、年齢）、ヒートマップをオンタイムで把握し、展示手法を改善

## ジェトロ職員による輸入博ブースからのライブ配信



- ・ジェトロ本部出張者4名が日本の出品者とJapanMall登録企業向けに、ブース紹介を各1回ライブ配信
- ・来場できなかった日本企業など計800名が視聴

- 上海市政府と連携し、JapanMallリアル館を設置、200社1,000商品の展示・販売を開始
- 成都市繁華街で、117社544商品を対象に、リアルイベントを開催、約5万人が来場。  
会場で実施した一回のKOLライブコマースで視聴者70万人、売上1,300万円を記録

## JapanMall リアル館（上海）

【期 間】2021年3月～2022年3月末

【場 所】虹橋輸入商品展示交易中心、1,500㎡

【展示品】200社、1,000商品（Japan Mallの全商品カテゴリー）



日本酒の展示

生活用品やキッチン用品などの展示

## JapanMall リアルイベント（成都）

【期 間】2021年3月5日～8日（4日間）

※3月8日はEC主要商戦の一つである「国際婦人デー」

【場 所】成都最大の繁華街「春熙路」、約675㎡

【来場者】47,434人（うち女性74.8%、19～29歳46.9%）

【展示品】117社、544商品（食品、酒、コスメ、日用品等）



会場入口

KOLライブコマース

# Japan Streetの開設（新規取組）

○ジェトロ招待バイヤー専用の日本商品紹介サイト『Japan Street』を2021年1月に試験運用開始。  
**無料**で世界の優良バイヤーと通年でマッチングできる機会を提供（農水等他部とも連携）

○試験段階ながら22カ国200以上のバイヤーが登録し、130件以上の商談・見積依頼あり。現時点で国内約**1,100社**、**9,000商品**を掲載済。今年度より本格稼働

## トップページ

## JAPAN STREET 主な機能とメリット

-  日本から輸出可能なあらゆる商品（食品、日用品、機械など）をサイトに掲載可能。ジェトロ事業でカバーできなかった商品にも海外展開のチャンス
-  海外事務所が発掘したバイヤー専用の会員制サイト。全世界の多様な業種のバイヤーが多数登録予定
-  キーワード検索や商品カテゴリー検索により、効率的に日本製品を検索できる他、都道府県別検索、レコメンド機能により、今までスポットの当たらなかった商品にも引き合いのチャンス
-  バイヤーはシステムを通じて日本企業への見積・商談依頼が可能。簡単かつスピーディーなマッチングが可能に
-  ECサイト用の民間パッケージをシステムに採用。バイヤーの目線に立った構造で、バイヤーが直感的な操作でサイト利用が可能に

## 商品ページ

- ◆登録商品は無制限、いつでも登録・追加が可能
- ◆動画、SNSも掲載可能
- ◆引き合いがあった場合にはジェトロが仲介し、商談をサポート

## 日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度のご案内

国際取引、海外展開に取り組む中小企業の方へ

そのお悩み  
 弁護士に  
 相談できます!

お気軽に

初回相談  
 30分  
 無料



- 申込手続きカンタン！
- 幅広い内容の相談に対応
- 解決まで見据えた対応が可能

## 国際業務の経験が豊富な弁護士に、法律相談ができます

- 外国企業との契約を作成してほしい 相手方から送られてきた英文契約を見てほしい
- 外国に進出する場合の留意点を教えてほしい
- 外国企業と取引することになったが、国内の取引と何が違うのかわからない
- 外国企業との合弁会社設立のサポートをしてほしい
- 日本で、外国企業と業務提携をする予定だが、何をすればいいかわからない
- 外国企業とトラブルが発生して代金を払ってもらえない

こんな時にご相談ください!



## 他にも……

インバウンド取引

輸出契約の解除

海外拠点における従業員の不正行為事件対応

輸入品の品質トラブルへの対応

# 国際業務支援弁護士ご紹介の流れ

## 1 以下のいずれかから本制度の紹介を受けてください

### ● 日本弁護士連合会(日弁連)との連携団体等からの紹介

#### 日本貿易振興機構(ジェトロ)

最寄りのジェトロ事務所まで。

東京の方は TEL:03-3582-5651

受付時間:平日9時~12時/13時~17時

オンラインでも相談申込を

受け付けています。



#### 日本政策金融公庫

全国の最寄りの支店に  
ご相談ください。

営業時間:全店舗

平日9時~17時



#### 国際協力銀行(JBIC)

TEL:03-5218-3579

受付時間:平日9時~17時



#### 全国中小企業振興機関協会(下請かけこみ寺本部)

TEL:0120-418-618

受付時間:平日9時~12時/

13時~17時



#### 東京商工会議所

TEL:03-3283-7745

受付時間:平日9時30分

~17時



### ● 本制度の利用機関からの紹介

### ● 日弁連会員(弁護士)からの紹介

### ● 国土交通省「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)事務局」からの紹介

右のQRコードをご参照ください。



## 2 以下のいずれかの方法で、お申込みください

- 上記団体等から申込書入手して必要事項をご記入の上、日弁連・国際課にFAXしてください。  
FAX送信先:03-3580-9840

- 日弁連のホームページから必要事項をご記入の上、お申し込みください。

お申込みはこちら



## 3 弁護士との面談をご予約ください

日弁連から担当弁護士決定の通知を行った後、担当弁護士から連絡がいきます。面談の予約をしてください。

## 4 担当弁護士にご相談ください(初回30分無料)

費用の詳細は右の「弁護士報酬について」をご覧ください。

## 5 必要に応じて、追加の依頼を行ってください

無料相談に引き続き相談や書類作成等を依頼される場合は、お見積もり、重要事項の説明を受けていただき、委任契約を結んでください。ご依頼に応じて担当弁護士が業務を行います。業務終了後、相談料をお支払いください。

※電話相談サービスではありません。

### 全国各地の事業者の皆様にお申込みいただけます

ご紹介する弁護士は、札幌地域、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県に事務所のある弁護士になります。上記地域以外所在の事業者の皆様には、お近くの地域の弁護士を紹介いたします。

### 弁護士報酬について

初回相談は30分無料です。無料相談以降については、10時間まで相談・書類作成等に要した時間30分ごとに一律10,000円(税抜)となります(実費別途)。

10時間を超えて相談・書類作成等の依頼を希望される場合は、担当弁護士にご確認ください(※経費の一部を事前にお預かりする場合があります。)



# 国際仲裁活性化に向けた基盤整備

令和3年度法務省予算  
約142百万円

## 国際仲裁活性化の意義

- ✓ 国際仲裁は、国際取引における紛争解決のグローバル・スタンダードであり、**我が国の司法インフラ整備として不可欠**
- ✓ アジアでは、官民挙げて積極的に国際仲裁を呼び込み、飛躍的に利用件数が伸びている一方で、**日本の利用件数は低調**にとどまっている。

【申立受理件数(2019年)】

一般社団法人日本商事仲裁協会(JCAA)	11件
シンガポール国際仲裁センター(SIAC)	479件
香港国際仲裁センター(HKIAC)	308件

※JCAAは2019年度の件数

## 国際仲裁活性化に向けた調査委託

### ➤ 専用施設(東京)の確保・提供

**国際仲裁の専用施設を東京都心に確保し、実際の仲裁手続を取り扱う。**

※「**虎ノ門ヒルズビジネスタワー**」に仲裁施設を確保し、2020年3月に開業

### ➤ 研修・セミナー・シンポジウム等

広報や人材育成に向け、企業や弁護士等を対象にしたセミナー等を国内外で広く実施  
海外の主要国際仲裁機関等とも連携を強化

以下の要因等について調査を行い、その結果をとりまとめ

5年間 実施  
(予算額:約7億  
8千万円)

国際仲裁  
取扱件数  
の増加

国際仲裁  
人材の育成

委託先:一般社団法人日本  
国際紛争解決センター

## 調査結果の活用

調査結果に基づき、  
各種施策を強力に展開

○日本企業の**海外展開**を後押し  
○日本国内への**外国投資**の呼び水に

**経済成長に貢献**

# 日本法令外国語訳整備 プロジェクトについて

---

令和3年7月  
法務省








法令外国語訳推進キャラクター: YAKU

# 意義

- ① 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）
- ② 対日投資の促進
- ③ 我が国に対する国際理解の促進
- ④ 法制度整備支援の促進
- ⑤ 在日外国人の日常生活上の便宜



# 経緯

- H16. 6 内閣の司法制度改革推進本部・国際化検討会において法令外国語訳整備に関する検討を開始  

  - 政府として明確に法令外国語訳の推進に取り組むことを決定
- H17. 1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を設置  
 (当初は内閣官房に設置。その後、法務省に移管)  

- H21. 4 「**日本法令外国語訳データベースシステム**」の運用開始  

  - 法務省が運営する専用ホームページの運用開始
  - 当初は既存の約200法令の翻訳公開からスタート
- H31. 3 有識者会議「**日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議**(H30. 12 立上げ)」が提言(「**日本法令の国際発信ビジョン2019**」)を取りまとめ  

  - R1. 7 関係省庁連絡会議でビジョン会議提言を報告  
同提言を踏まえて対応していく方針を確認
- R1. 12 ビジョン会議提言を踏まえ、政府の取組の「**司令塔**」となる「**日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議**」第1回を開催  

- R3. 1 官民戦略会議第2回を開催し、**令和3年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項**を取りまとめ  
  - R3. 3 関係省庁連絡会議において、同要望事項を踏まえて対応していく方針を確認

# 現在の体制

## 法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議

【議長】法務省大臣官房司法法制部長

【構成】19府省庁の官房長・審議官クラス

【内容】

- 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
- 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

## 日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

【R1.12～】

議長・構成・内容については  
次頁(P.5)を参照

## 幹事会

【議長】法務省大臣官房  
司法法制部司法法制課長

【構成】19府省庁の課長クラス

【内容】  
「翻訳整備計画」のフォローアップ等

## 日本法令外国語訳推進会議

【座長】阿部博友 一橋大学大学院法学研究科教授

【構成】学者11名，弁護士7名，外国法事務弁護士2名

【内容】

- 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
- 「日英標準対訳辞書」，「法令翻訳の手引き」の検討

# 日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

- R1. 12 政府の取組の「司令塔」となる官民会議体を立上げ, 第1回会議開催  
R3. 1 第2回会議開催

**座長** 東京大学名誉教授 柏木 昇

## 民側構成員

- 一般社団法人日本経済団体連合会・  
経済法規委員会企画部会長
- 欧州ビジネス協会・会頭
- 国際商取引学会・会長
- 在日米国商工会議所・副会頭
- 日米法学会・評議員
- 日本商工会議所・特別顧問
- 日本弁護士連合会・会長

## 官側構成員

- 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
- 内閣府対日直接投資推進室長
- 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
- 法務省大臣官房司法法制部長
- 外務省国際法局長

## オブザーバー

- 独立行政法人日本貿易振興機構・理事
- 日本法令外国語訳推進会議・座長

# 現 状

## 専用ホームページを運用 「日本法令外国語訳データベースシステム(JLT)」

- ・ **約790**の法令の英語訳を公開
- ・ 一日当たり平均**14万回以上**のページアクセス
- ・ **世界86以上**の国や地域からアクセスあり



## 翻訳のルールとなる省庁統一的指針を公開

- ・ 「法令用語日英**標準対訳辞書**」(約**3800用語**登載)
- ・ 「法令翻訳の**手引き**」(法令翻訳の際に注意すべき点を取りまとめた手引き書)

法令用語日英標準対訳辞書  
(平成31年3月改訂版)

Standard Legal Terms Dictionary  
(March 2019 Edition)

# 日本法令外国語訳データベースシステム 画面サンプル

## 1 HPトップ画面

「辞書検索」で訳語も検索できます

## 3 翻訳法令閲覧画面

「日英交互」など4種類の画面表記があります

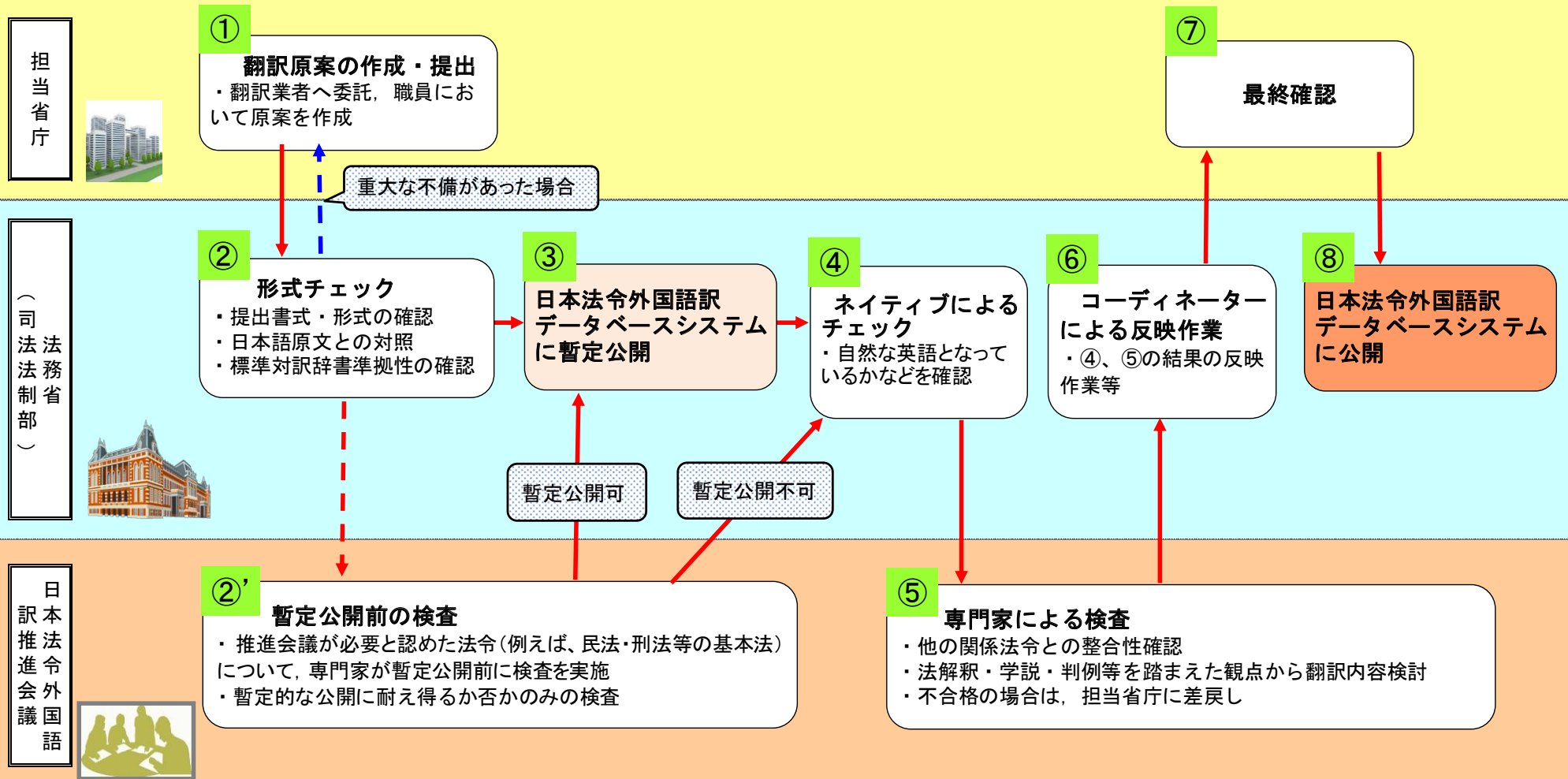
## 2 翻訳法令検索画面

五十音順や分野別で翻訳法令を検索できます  
(「産業」、「民事・商事」...etc)

## 4 翻訳法令ダウンロード例

PDFやWord形式等でダウンロードできます

# 業務のフロー



# 政府の最重要施策としての位置付け

- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針）**（令和3年6月 閣議決定）  
「（中略）法令等の外国語訳の推進などビジネス環境整備の加速，（中略）など地域の強みを活かした投資の促進等を官民連携の下，着実かつ一体的に実行する。」
- ✓ **成長戦略フォローアップ**（令和3年6月 閣議決定）  
「機械翻訳の活用を含め法令の翻訳体制の整備を通じて，翻訳法令の公開の迅速化及びその内容の充実に向けた取組を進める」
- ✓ **対日直接投資促進戦略**（令和3年6月 対日直接投資推進会議決定）  
「新たな法令外国語訳の目標や海外投資家のニーズに応じた優先付け，機械翻訳の活用を通じた迅速化等を内容とする「法令外国語訳整備プロジェクト」を推進する」
- ✓ **インフラシステム海外展開戦略2025**（令和2年12月 経協インフラ戦略会議決定）  
「我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し，（中略）このような英訳を海外に発信することを通じ（中略）我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備」
- ✓ **知的財産推進計画2021**（令和3年7月 知的財産戦略本部決定）  
「日本の法令等の高品質な英訳情報提供の拡充に向け，迅速な翻訳のための体制整備と利用環境整備を推進し，積極的な海外発信を行う。」

# 近 時 の 取 組

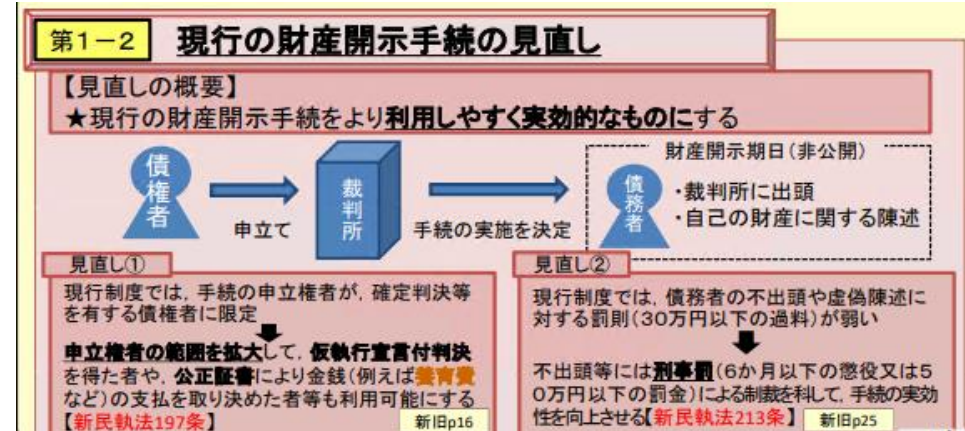
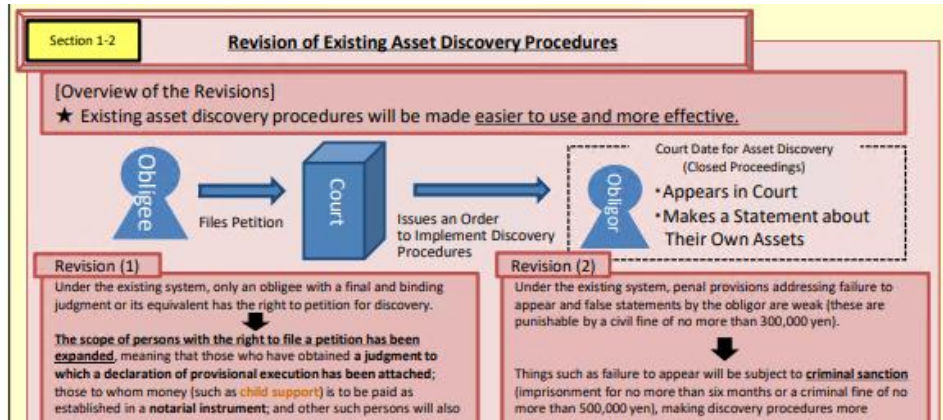
## ① 「法令概要情報」の翻訳提供を開始

R1. 9～ 「改正法律の概要情報」の英訳公開を開始

R1. 10～ 「国会提出法案の概要情報」の英訳公開を開始

改正法律の概要情報(例)  
民事執行法等一部改正法(R1.5成立)

※ ニーズの高いものは、法務省  
において英訳作成を代行



## ② 関係各府省庁で、翻訳の迅速化を図る取組の検討開始

(例えば、法務省では、省内タスク・フォースを立上げ、改正法成立後即日の翻訳公開を実施)

## ③ 最新法文・翻訳ルールへのアップデートのため、総点検作業を実施

## ④ 翻訳工程におけるAI翻訳の導入可能性につき本格調査を開始

## ⑤ 需要の高い法律について、法務省において翻訳原案の作成を代行



# 令和3年度以降の取組

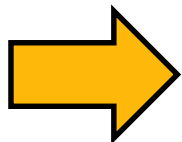
- R3. 1開催の「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第2回会議において取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に基づいて取組を推進

## 【民間構成員からの重点要望事項】

- 1 **2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令等を公開**すること
- 2 **重点的に翻訳すべき分野**
  - ・ 対日直接投資に関わる分野(金融法・デジタル関連分野など)
  - ・ 知的財産分野
  - ・ 民事分野の基本法(民事訴訟法, 破産法等)
  - ・ 我が国に居住する外国人に関わる分野(税金, 年金, 消費者法, 労働法など)
- 3 **法令外国語訳の体制の充実**を図ること
  - ・ 法令外国語訳を加速させるために十分な**人的体制を整備**
  - ・ 法令外国語訳加速の観点から, **機械翻訳(AI翻訳)の活用について検討**

## 法令外国語訳の更なる加速・充実に向け

- ・ **機械翻訳の活用が不可欠であり, その導入に向けた検証**
- ・ 特に迅速な翻訳公開が求められている法令については, 法務省による**法令翻訳原案の作成**などを実施



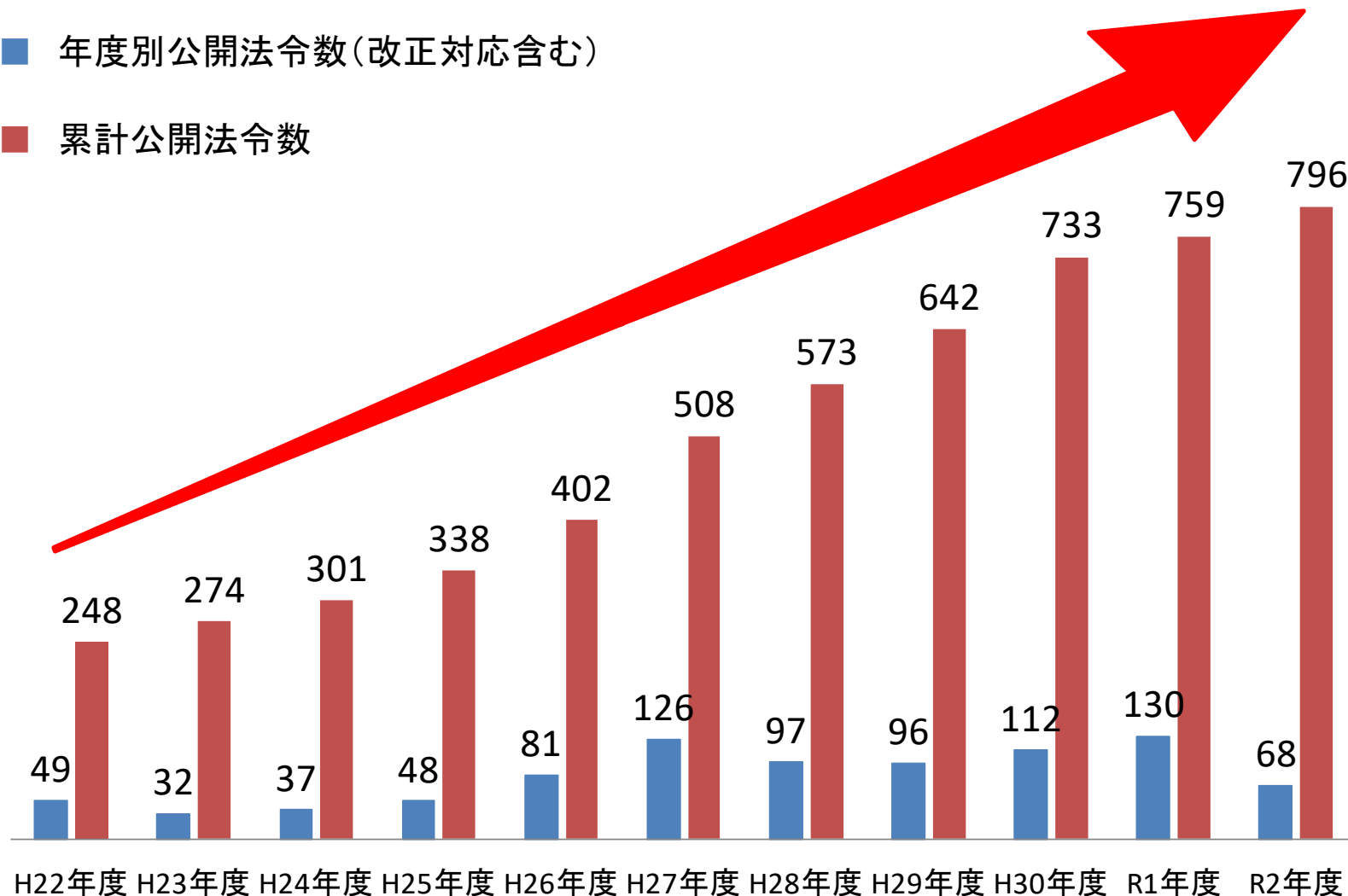
# 統計資料

---

# 日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数

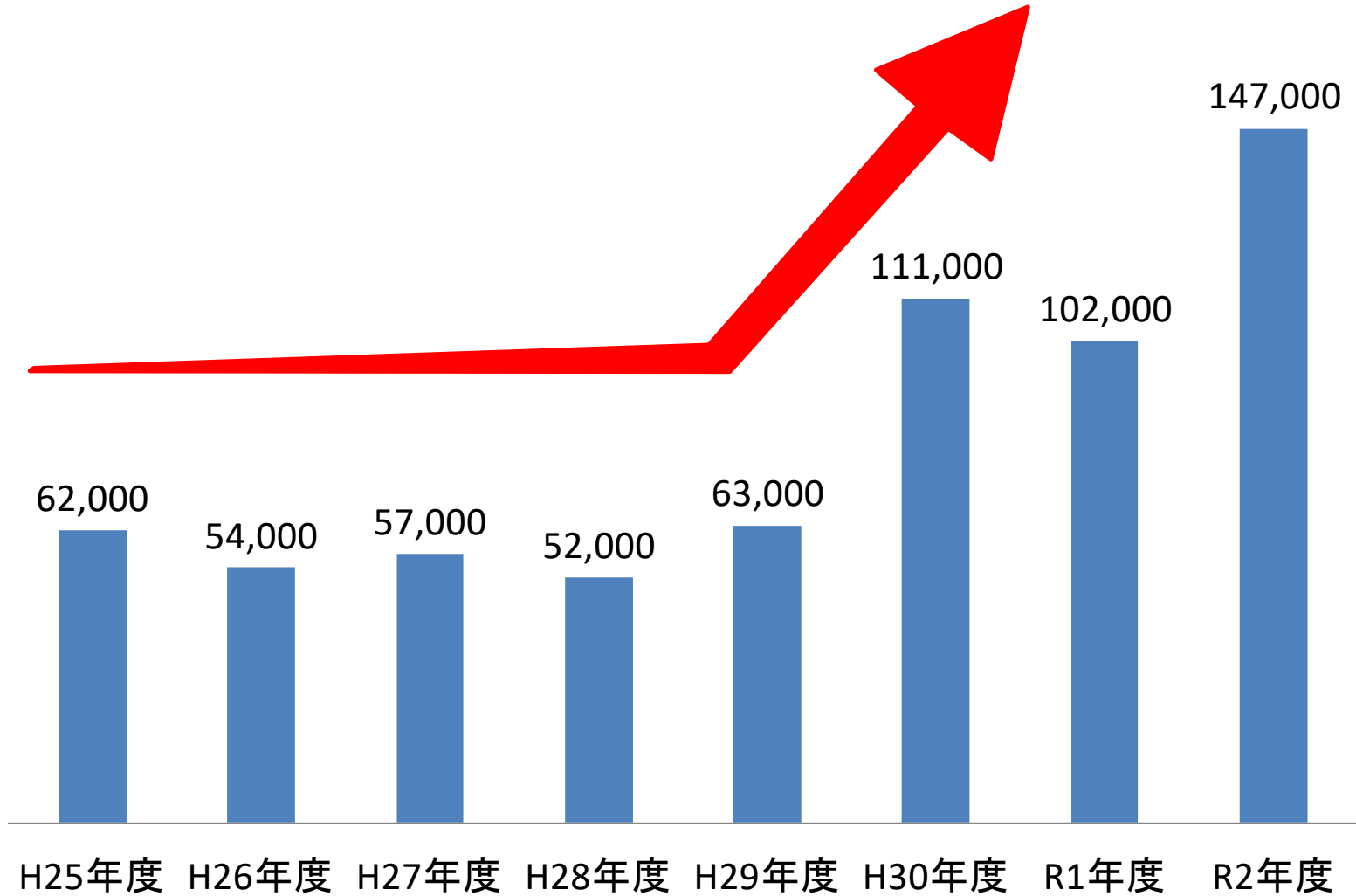
■ 年度別公開法令数(改正対応含む)

■ 累計公開法令数



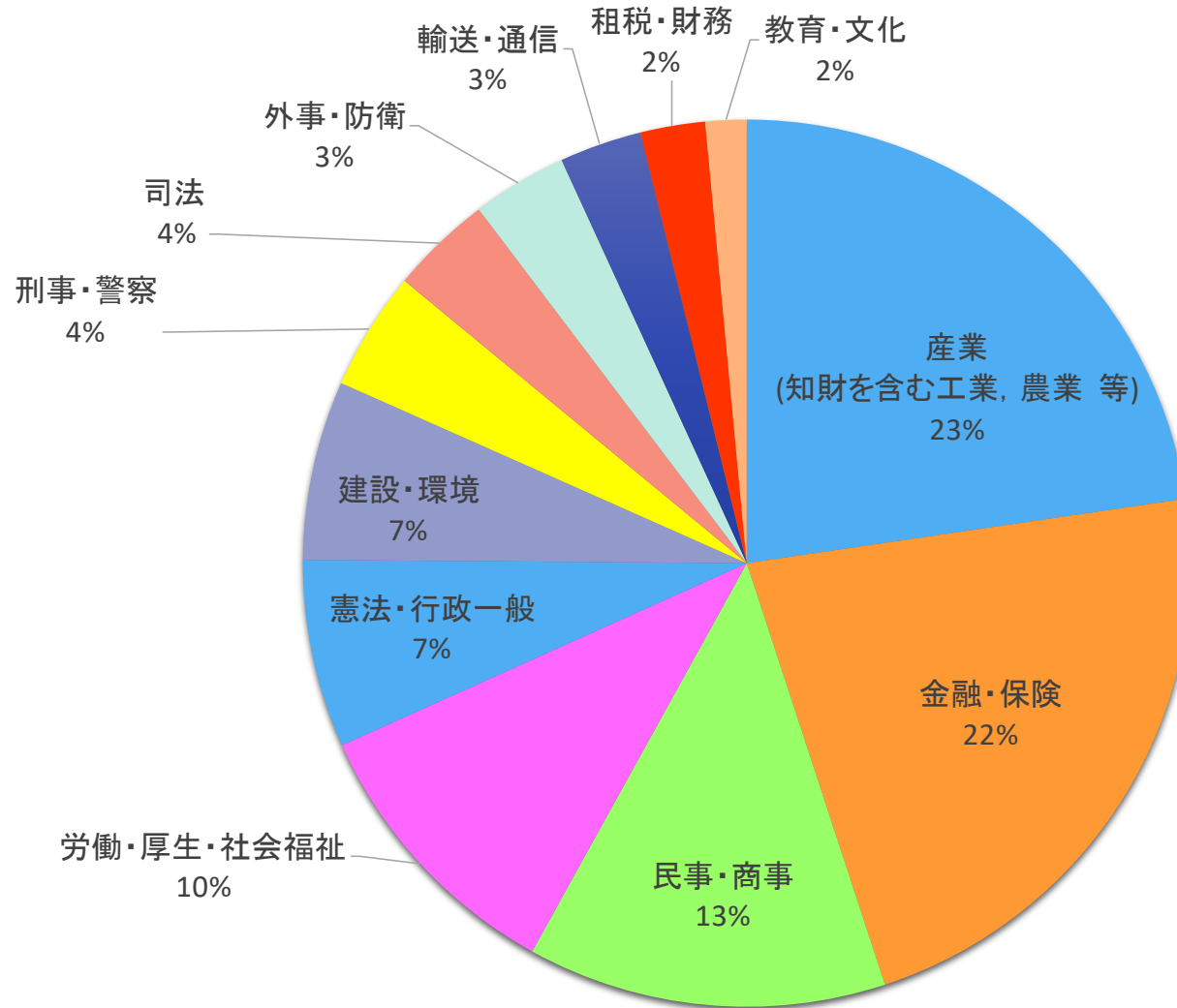
※ 令和3年3月末時点の数値

# 日本法令外国語訳データベースシステム 1日当たり平均ページアクセス数



※ 令和3年3月末時点の数値

# 日本法令外国語訳データベースシステム 分野別の公開翻訳法令の現状



※複数の分野に重複する場合もあり。また、告示・通達は含まない。  
※令和3年3月末時点の数値

# 日本法令外国語訳データベースシステム

## 法令外国語訳の現状1

### アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から  
令和3年3月末までのアクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	銀行法
3	商品取引所法
4	民法(第一編第二編第三編)
5	会社法(第五編第六編第七編第八編)
6	民事再生法
7	中小企業等協同組合法
8	租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分)
9	金融商品取引法
10	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

令和2年4月から令和3年3月末までの  
アクセス上位10法令

1	金融商品取引法
2	民法(第一編第二編第三編)
3	銀行法
4	保険業法施行規則(第一編から第二編第五章まで)
5	会社法(第一編第二編第三編第四編)
6	保険業法施行規則(第二編第六章以降)
7	銀行法施行規則
8	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
9	金融商品取引業等に関する内閣府令
10	保険業法

# 日本法令外国語訳データベースシステム

## 法令外国語訳の現状2

### アクセスの多い上位20カ国・地域

1	日本	84.8%
2	中国	1.6%
3	ドイツ	1.3%
4	ブラジル	1.1%
5	タイ	1.0%
6	オーストラリア	0.9%
7	ロシア連邦	0.8%
8	イタリア	0.6%
9	米国	0.6%
10	インド	0.5%

11	フランス	0.5%
12	シンガポール	0.5%
13	ポーランド	0.4%
14	カナダ	0.4%
15	メキシコ	0.3%
16	イギリス	0.3%
17	インドネシア	0.3%
18	台湾	0.3%
19	オランダ	0.3%
20	トルコ	0.2%

⇒ **世界86以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はドメインを基に算出したもの。

※令和3年3月末時点の数値

## 民間構成員からの重点要望事項(2020年度)

法令外国語訳整備プロジェクトについて、特に以下の3項目を、優先的に取り組むべき重点課題として、関係省庁に対応を求める。

### 1. 2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令等を公開すること

政府においては、2015年から2020年度末にかけて500本以上の英訳法令を公開することを目標としていたが、法令外国語訳を更に加速させるために、今後5年間で、少なくともこれを100本以上上回る数(600以上)の法令及び法令の概要情報の英訳を公開すべきである。

また、この600本という数は、必ず達成すべき最低限の目標を定めたものであり、我々としては、技術の進歩や進捗状況に忘れて、目標の更なる見直しを求めて行く予定である。

政府においては、このことを念頭に、法令外国語訳に取り組むべきである。

### 2. 重点的に翻訳すべき分野について

政府が法令外国語訳に振り分けるリソースに限りがある以上、特に必要性の高い分野から翻訳を行っていくべきである。そこで、民間構成員としては、以下の分野について、重点的に英訳法令を公開するよう要望する。

- 対日直接投資に関わる分野に関するもの(例えば、金融法、デジタル関連分野の法令など)
- 知的財産分野に関するもの
- 民事分野の基本法に関するもの(例えば、民事訴訟法、破産法等)
- 我が国に居住する外国人に関わる分野に関するもの(例えば、税金、年金、消費者法、労働法など)



### 3. 法令外国語訳の体制の充実を図ること

法令には正確性が求められる以上、いくら技術が発達したとしても、人の作業が不可欠である。そのため、法令外国語訳を加速させるために十分な人的体制を整備すべきである。

また、近時、機械翻訳(AI翻訳)の技術の進歩はめざましい状況にある。政府においては、引き続き、法令外国語訳加速の観点から、機械翻訳(AI翻訳)の活用について検討を進めるべきである。

# 日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

資料9

## 問題点・現状

- 日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向  
→ 特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

## 調査委託の方法等

- 法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国に派遣  
令和2年度は、ベトナムにおける調査を実施。令和3年度は、モンゴルにおける調査を実施予定。調査結果のアップデートについても実施予定。今後も、調査や調査結果のアップデートを実施予定

【調査研究実施状況】（新規調査国）

シンガポール（H26・27）、タイ（H26・27）、インドネシア（H26・27）、  
フィリピン（H27・28）、インド（H28・29）、ミャンマー（H28・29）、  
マレーシア（H30）、カンボジア（R1）、ベトナム（R2）、モンゴル（R3予定）

- 現地における調査方法

- 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
- JETRO等の現地関係機関からのヒアリング、現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

## 効果

### 日本企業（特に中小企業）

- 直面しやすい法的問題の実態
  - 法的問題に対する対応の在り方
  - 現地関係機関との連携
- 等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

### 現地での活躍を目指す法曹有資格者

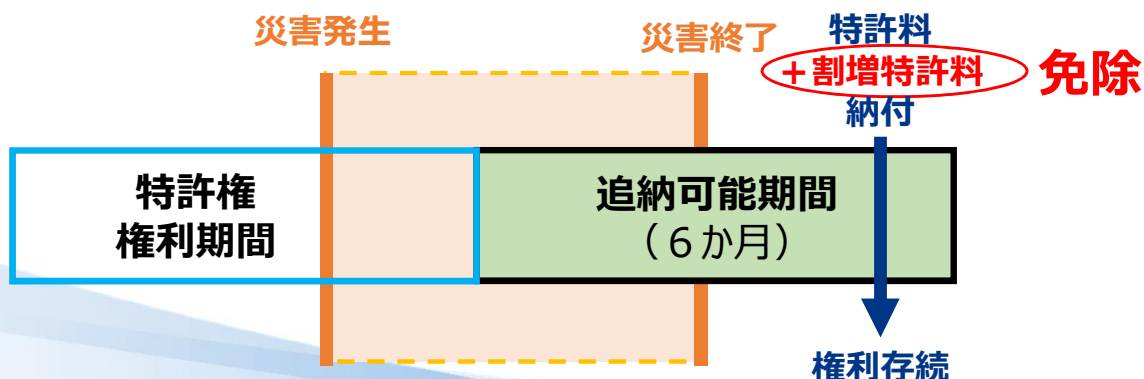
- 現地法制度やその運用上の留意点
  - 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
  - 日本企業による法的支援のニーズの実情
- 等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

# 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

- 特許権者は、権利付与時に3年分の特許料を一括で納付し、その後も権利を維持するためには、（例えば1年単位で）特許料をあらかじめ納付する必要がある。（この納付を行わなければ、当該特許権は消失する。）
- しかし、4年目以降の特許料においては、その納付期間を徒過した場合であっても、6か月以内であれば、通常の特許料に加え、特許料と同額の「割増特許料」を追納すれば、特許権の消失を防ぐことができる。
- 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特許権者が特許料を納付期間内に納付できない事態が生じたが、現行法上では、そのような場合であっても「割増特許料」の納付を免除する規定がない。
- このため、納付遅延の原因が災害の発生など特許権者の責めに帰することができない理由である場合には割増特許料の納付を免除する規定を設ける。

## 【法改正のイメージ】

（特許法等の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第42号））



## 【割増手数料の日米欧中比較】

	通常時の期間徒過に係る割増手数料等	コロナを理由とした期間徒過に係る割増手数料等
米国	割増手数料(160ドル)	免除なし
欧州 (欧州特許庁)	特許料(登録料)の50%	免除
中国	特許料に対し、1月遅延ごとに5%増加	免除
日本	特許料(登録料)と同額	[現行法]免除なし [改正後]免除

# 知財司法分野の国際連携

- ✓ 知財司法分野における各国間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、最高裁、知財高裁、法務省、特許庁、日弁連、弁護士知財ネットとの共催で国際シンポジウム等を開催
- ✓ 令和2年度は、**日米欧の知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム2020」を2021年1月21日にWeb開催**
- ✓ 令和3年度は、**アジアの知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム2021」を2021年10月20日～22日に開催予定**

## 国際知財司法シンポジウム2020 ～日米欧における知財司法の現在地と課題～

### 第1部（裁判所パート）

- ✓ 特許権侵害訴訟における均等論の実情
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響下での裁判運営

### 第2部（特許庁パート）

- ✓ 仮想事例に基づく進歩性判断に関する議論
- ✓ 各庁審判部における新型コロナウイルス感染症に対する取組



東京会場



ウェブ会議

2021年6月25日  
JICA ガバナンス平和構築部

## 日本企業支援にかかる JICA の取組事例について

※ 本資料は、2021年1月8日付提出資料「柳川先生のご講演（「コロナ禍における制度整備と海外進出企業等への支援」）に関する JICA の取組事例について」を基に、以下 1. 第3項目（下線部分）の加筆を行ったものである。

### 1. 新たな海外展開の可能性（ご講演資料 P5-6 等）について

#### ◆ベトナムにおける E コマースに関する競争法セミナーの実施

E コマースの活用に関連して、電子商取引に関する公正なビジネス環境整備の観点から、ベトナムで実施中の競争法プロジェクトにおいて、2020年2月に電子商取引市場における競争環境をテーマとした公開セミナーを実施（なお、セミナーの実施は新型コロナウイルス感染拡大前であるが、電子商取引市場の公正な競争環境整備の重要性は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う電子商取引市場の急成長に伴ってさらに高まっている）。本セミナーでは、ベトナム競争消費者庁及び日本の公正取引委員会の職員のほか、ベトナム商工省の電子商取引・デジタル経済庁の職員が登壇し、急速に成長している電子商取引市場における競争環境の整備について、ベトナム・日本両国の経験や現状に関する講演を行った。

【資料 1】上記セミナーに関する競争法プロジェクトニュースご参照。

#### ◆アフリカ地域におけるビジネス法支援に関する情報収集・確認調査

閉鎖経済化の裏側でのグローバル展開に関連して、JICA では、アフリカ地域におけるビジネス法支援の可能性やアプローチについて検討するための情報収集・確認調査を実施する予定。対象となる法分野は、知財法、競争法、倒産法のほか、ESG 投資の促進に資する問題として、労働法や汚職対策を視野に入れている。

なお、JICA がアフリカ地域において実施している司法アクセスに関する情報収集・確認調査では、司法 IT 化の現状等も調査する予定であり、「法制度の DX」（ご講演資料 P11）に関連した取り組みの一つとして付言する。

#### ◆マレーシアにおける競争法改正に向けた日本企業への情報発信について

新たな海外展開の可能性に関連して、JICA では、2021 年 1 月よりマレーシア競争委員会（MyCC）に対して専門家を派遣し、競争法の改正案検討や執行能力の強化を支援している。本協力においては、これまで、公正取引委員会や我が国の弁護士を講師として、マレーシアで新たに導入される見通しの企業結合規制や、法改正及び実務改善が予定されているリニエンシー（課徴金減免）制度について MyCC 向けのセミナーを行った。今後は、マレーシアに進出する日系企業に対し、リニエンシー制度や企業結合規制に関する啓発活動を行うことも予定している。

## 2. 今後の方向性（産業構造の変化、ご講演資料 P16 等）について

◆ベトナム弁護士連合会及びベトナム国際商事弁護士クラブの主催によるセミナー（「投資・ビジネス支援及び法律サービス改善のための日越ビジネスローヤーの協力促進」）への協力

人的ネットワークの拡大や変化に柔軟な体制作りに関連して、ベトナムでは、法整備支援プロジェクトの専門家や元専門家が中心となり、日弁連や日本大使館などの支援を得て、ベトナム弁護士連合会及びベトナム国際商事弁護士クラブが主催する上記セミナーの開催に協力した。セミナーでは、日本企業の対ベトナム投資動向や日本側が求める法律サービス等について、日越のビジネスロイヤーによる知見の共有が行われ、今後も、継続的な日越間のビジネスロイヤーのパートナーシップを築いていくための情報交換や交流を行っていくことが確認された。

【資料 2】上記セミナーアジェンダ

以上